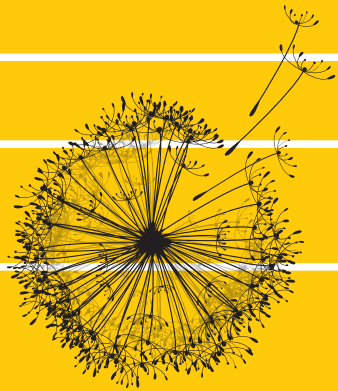


国際農林業協力



**持続可能な観光
国際年 2017**

JAICAF

Japan Association for
International Collaboration of
Agriculture and Forestry

特集：観光資源としての農林業—持続可能な観光国際年 2017—

世界農業遺産「能登の里山里海」を活用した国際貢献の取組みと
国際観光への効果

インバウンド誘客に向けた農泊の推進について

エコツーリズムから持続可能な観光へ

—世界の模索・日本の可能性—

街づくりの対象は住む人であり、観光客のためではない

—由布院のメッセージ—

Vol. 40 (2017)

No. 2

公益社団法人
国際農林業協働協会

巻頭言

世界農業遺産を活かした持続的なツーリズム

武内 和彦 …………… 1

特集：観光資源としての農林業—持続可能な観光国際年 2017—

世界農業遺産「能登の里山里海」を活用した国際貢献の取組みと国際観光への効果

山下 吉明 …………… 2

インバウンド誘客に向けた農泊の推進について

竹内 秀一 …………… 9

エコツーリズムから持続可能な観光へ

—世界の模索・日本の可能性—

海津ゆりえ …………… 16

街づくりの対象は住む人であり、観光客のためではない

—由布院のメッセージ—

西川 芳昭 …………… 25

論説

ブータン王国におきるきのか栽培の現状と将来展望

寺嶋 芳江 …………… 32

世界の農政

インドにおける食料安全保障法下での公的分配システムの方向性

草野 拓司 …………… 42

JAICAF ニュース

「世界食料デー」月間が始まります …………… 50



世界農業遺産を活かした持続的なツーリズム

国連大学サステナビリティ高等研究所上級客員教授
(農林水産省世界農業遺産等専門家会議委員長)

武 内 和 彦

世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage Systems: GIAHS) は、国連食糧農業機関 (FAO) が2002年から始めた取り組みです。農業の近代化の中で消滅の危機に瀕している世界的に重要な伝統的農林水産業システムをFAOが認定することによって、人々の認知度を高め、次の世代に確実に受け継いでいこうとするものです。当初は、国際的な資金援助を受けたFAOの1つのプロジェクト (事業) という位置づけでしたが、2015年のFAO総会でFAOの正式なプログラム (制度) として実施することが決定されました。2017年8月現在、日本の8地域を含め、世界全体で38地域が認定されています。

私が所属する国連大学は、アジアを中心に農業多様性の研究を長年実施しており、世界農業遺産の発足当初からFAOに協力してきました。2010年頃から先進国の日本でも「里山里海」などの伝統的な農林水産業システムを世界農業遺産に認定できないかと考え始め、FAOや農林水産省に働きかけました。こうして、2011年に先進国で初めて「トキと共生する佐渡の里山」と「能登の里山里海」が世界農業遺産に認定されました。その後、2013年には、「静岡の茶草場農法」、「阿蘇の草原の維持と持続的農業」、「クヌギ林とため池がたぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が、

そして2015年には、「清流長良川の鮎」、「みなべ・田辺の梅システム」、「高千穂郷・椎葉山の山間地農林業複合システム」が認定されています。

これらの認定地域では、認定を活かした農産物のブランド化など、地域活性化の取り組みが始まっています。その1つが持続的なツーリズムへの活用です。佐渡では棚田地域に住む住民自らがガイドとなり、棚田散策ツアーを地元観光協会と連携して商品化し、能登では「春蘭の里」という47軒の農家民宿群に年間1万2000人もの人が訪れています。静岡ではお茶を活かしたグリーンティーツーリズムの推進、阿蘇では野焼きなどによって維持される草原景観を活かしたツーリズムの振興、国東では地域住民らによる自主的な活動で世界農業遺産を巡るウォーキングコースの開発などが行われています。伝統的な農業システムを保全することで、このような持続的なツーリズムの振興が図られ、そこを訪れる人々によって地域の住民が自分たちの地域の良さを再発見したり、また経済的な効果にもつながったりするとともに、さらに伝統的な農業システムを次の世代に伝えていこうという気持ちが強くなっていくという好循環が生まれています。

2016年4月には農林水産省が日本農業遺産を創設し、2017年3月に初めて8地域が認定されました。世界農業遺産とともに持続的なツーリズムに活かしていくことを期待しています。

TAKEUCHI Kazuhiko: Sustainable Tourism
Utilizing Globally Important Agricultural Heritage
Systems.



世界農業遺産「能登の里山里海」を活用した 国際貢献の取組みと国際観光への効果

山下 吉明

1. 先進国で初めての世界農業遺産(GIAHS) 認定

石川県の能登地域が「能登の里山里海」として国連食糧農業機関 (FAO) から日本で初めて世界農業遺産 (Globally Important Agricultural Heritage System: GIAHS) に認定されたのは 2011 年のことである。

能登地域とは、本州のほぼ中央から北に向かって 70～80 km の長さで日本海に突き出る能登半島の根元に位置する宝達志水町から先端の珠洲市までの 4 市 5 町を指す。海のそばまで丘陵地の迫った平野の少ない地形のため、地域内の田畑は多くが傾斜地を開墾した棚田や段々畑である。一方で、半島を取り囲む海は水産資源が豊富であり、このため古くから半農半漁の生活が営まれてきた。GIAHS 認定は、長い年月をかけて築かれた能登地域全体で成り立つ農林水産業システムの世界的な価値が国際的に評価された結果である。

能登地域では、GIAHS 認定後、ただちに石川県、地域内の市町、農協、商工会議所等の関係団体で構成される「世界農業遺産活用実行委員会」を設立し、国連大学いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット、金沢大学等からも協力を得ながら GIAHS の保全

と活用を図ってきた。能登地域では、GIAHS 認定以前から、農林水産業をはじめとした地域の産業が生業として成立していることや、地域のコミュニティが維持されていることが、里山里海や伝統、文化の保全と次世代への継承には不可欠であるとの考えから、里山里海を資源として活用した産業や人々との交流の活性化を目指してきた。さらに GIAHS 認定後、活用実行委員会や各自治体、大学など、様々な主体による認定効果を活かした取組みが、農林水産業の振興、地域活性化、生物多様性の保全、文化・伝統の保存など幅広い分野で実施されている。

2. 「能登コミュニケ」の採択

GIAHS 認定後、能登地域では海外からの農林水産分野の研修生受入れや国際会議の開催、海外の GIAHS 認定地域への保全に向けた支援など、積極的な国際貢献に努めてきた。

とくに、能登地域のこれらの取組みに大きな影響を与えたものとして、2013 年に能登地域の七尾市で開催された「世界農業遺産国際会議」が挙げられる。この会議は、GIAHS 認定地域の関係者が国際的な取組みを継続的に進める観点から、2006 年以降おおむね 2 年ごとに開催されているもので、ローマ (2006 年)、ブエノスアイレス (2009 年)、北京 (2011 年) に続き、日本で初めて、加えて前例のない GIAHS 認定地域での開催であった。国際

YAMASHITA Yoshiaki: Efforts of International Contribution and Effects on International Tourism Utilizing by the Globally Important Agricultural Heritage System "Noto's satoyama and satoumi".



写真1 世界農業遺産国際会議



写真2 春蘭の里での農業体験

機関や各国政府の政策担当者を含む約 600 名が参加したこの会議では、とりわけ、ジョゼ・グラツィアーノ・ダ・シルバ FAO 事務局長をはじめ、多くの食料・環境分野の各国要人を交えたハイレベルセッションを通じて「能登コミュニケ」が採択されるなど、大きな成果が得られた（写真1）。これは、先進国と開発途上国の GIAHS が連携し、その保全と候補地への認定支援に取り組むことを勧告するものであり、先進国で初めて GIAHS に認定された能登地域に対する国際協力への大きな期待が込められたものであった。

この能登コミュニケを受けて能登地域では、開発途上国に対して現地視察の受入れや技術指導などの支援を行ってきた。ここからは、支援に活用されている能登地域での GIAHS の保全と継承に向けての具体的な取り組みを紹介する。

3. 「能登の里山里海」の保全・利活用の取り組み

1) 事業者への資金的支援

2011 年に県と県内の 7 つの金融機関は、総額 53 億円を拠出して「いしかわり山創成

ファンド」を創設し、運用益や企業等からの寄付金を基に、民間事業者による里山里海の資源を活用した生業の創出、里山里海地域の振興や保全活動といった取り組みへの資金的支援を開始した。また、2016 年には拠出金の総額を 120 億円に積増し、「いしかわり山振興ファンド」として毎年 8000 万円程度の支援を行っている。2016 年度までに 121 組の事業者が同ファンドの支援を受けており、今回はそのうち GIAHS 認定地域を拠点とする事業として、2 つの事例を以下に紹介する。

(1) 農家民宿群「春蘭の里」（能登町）

1996 年から始まった、地元の有志による「春蘭の里実行委員会」が中心となって運営する、集落を挙げての農家民宿の取り組みである。2017 年現在、13 集落 47 軒の農家民宿があり、「自然以外何もない」環境を逆手にとった、宿泊客を現地のありのままの暮らしでもてなし、農作業や炭焼きなど、都会ではできない体験を提供している（写真2）。付近に羽田空港との定期便が発着する「のと里山空港」があり、東京とのアクセスが良いこと、農家民宿群全体で 200 人以上の宿泊客を受入可能であることなどから、修学旅行や観光ツ

アールでの訪問・滞在先に選ばれることもあり、2016年の訪問客数は約1万2000人に達した。また、イスラエル、中国など海外からの訪問客も多く、2013年には台湾人の移住者が新たに農家民宿を開業するなど、海外との交流も盛んである。他の地区同様に、同地区でも過疎化、高齢化が進行していたが、農家民宿の開業を志す若者の移住やインターンシップ生の再訪が増え、一度は途絶えた地元の伝統的な祭礼「キリコ祭り」が20年振りに開催されるなど、地域活性化に伴う地域の伝統やコミュニティの維持への効果が現れている。

(2) 「かあさんの学校食堂」(穴水町)

2013年から始まった、地元の農村女性グループ6人による郷土料理の提供事業である。2007年度末で廃校になった小学校の校舎を拠点に、地元で採れた野菜、魚介類、山菜、はざ干しと呼ばれる伝統的な方法で乾燥させたコメなどを用いた料理を提供する事業を展開している。食堂の経営、地元のイベントへの弁当提供のほか、高齢者世帯への食事の配達業務を通じた昔ながらの調理法の調査や、「味噌づくり」、「かぶら寿司づくり」などの体験教室を開講し、地域のコミュニティの維持と交流人口の拡大を図っている。

2) 農林水産物のブランド化

世界農業遺産活用実行委員会は、能登地域に関連する商品をGIAHS認定の効果を加価値として活用するため、2014年に「世界農業遺産 未来につなげる『能登』の一品」を創設した。この制度は、「能登の里山里海」で育まれ、GIAHSの保全・継承に資する商品を対象に、「能登の里山里海」ロゴマークをパッケージに表示することを認めるものである。能登地域で生産・製造された商品であるだけでなく、「能登の里山里海」の利活用・保全に

合致したコンセプトを持っていることや、能登地域で伝承されてきたものであることなどが求められ、これまでに審査を経て厳選された農産物や加工品32商品が認定されている。本物志向・高級志向の消費者や能登に興味を持つ消費者をターゲットに、世界農業遺産フェアや首都圏百貨店などで販売するなど、積極的にPRしながら販路拡大を図っており、認定商品の販売額が認定前と比較して平均で2割増加するなどの効果が出ている。

加えて、農業者による主体的な取組みも行われている。能登半島先端部の4つのJAでは、棚田で収穫されたコシヒカリを「能登棚田米」としてブランド化している。農薬や化学肥料を一般的な使用量から5割以上削減することで環境への配慮を付加価値としており、通常のコシヒカリの約1.3倍の価格にもかかわらず売行きは大変好調である。収益の一部は、棚田の保全活動にも活用されている。前述の通り、能登地域の水田の多くが棚田であり、平坦な耕作地に比べて農作業の効率が悪く、重労働であることから、耕作放棄の増加が心配されている。棚田で収穫されたコメが高単価で売れるようになれば、能登地域の農業振興と景観の保全に大きな効果が期待できる。

「能登棚田米」の取組みは、やがて能登地域内の全JAにも波及し、同様に環境への配慮を加価値とする「能登米」の取組みが始まった。これは、能登地域全域で定めた統一栽培指針に基づき、農薬や化学肥料を一般的な使用料から3割削減する他、農作業機械のアイドルングストップ、稲わらを田にすき込むなど、個人でできることにまで気を配った栽培法により生産されたコメであり、今では能登地域の水稲作付面積の4割にまで広がっている。

4. 「能登の里山里海」を活用した国際貢献

これまでに紹介したものをはじめとする、能登地域での GIAHS の保全と継承の基盤となる里山里海を活用した産業と地域の振興に向けた様々な取組みは、開発途上国の認定地域や候補地においても先行事例として参考となるものであると思われる。また、これらの取組みの多くが、一般に経済活動に不利とされる農村・漁村における新たなビジネスの創成や農林水産物の商品価値の向上を目指したものであることから、第一次産業を経済基盤とする開発途上国での産業振興に向けた施策に対しても示唆を与えられるであろう。

能登コミュニケの採択後、開発途上国に対する「能登の里山里海」を活用した国際貢献としては、石川県の「世界農業遺産国際貢献推進事業」による GIAHS 認定を目指すアジア諸国からの研修生の受入れと、金沢大学を実施主体とする「イフガオ里山マイスター養成プログラム」によるフィリピン・イフガオ地域の GIAHS の保全に向けた人材育成事業が挙げられる。

1) 世界農業遺産国際貢献事業

能登コミュニケが採択された1年後の2014年度から、石川県は世界農業遺産活用実行委員会、FAO、国連大学いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニットなどと連携し、GIAHS 認定を目指しているアジア諸国の政府関係者等を対象に、能登地域の現地視察を中心とする研修を実施している。これは「能登の里山里海」で行われている取組みやその成果を紹介し、GIAHS 認定に向けての参考としてもらうことを目的としている。

まず、2014年度には、試験的な取組みとして、世界農業遺産活用実行委員会や国連大学いしかわ・かなざわオペレーティング・ユ

ニットなどとの連携の下で研修内容を組立て、10月29日～11月1日の4日間の日程で、FAO から紹介されたブータン王国の農林省職員1名を研修生として受け入れた。

4日間の研修では、最初の2日間は県庁舎内で「能登の里山里海」での取組みや GIAHS の意義・目的などに関する講義を行い、2日目の夕方から能登地域へ移動して現地視察を実施した。農家民宿群「春蘭の里」では実践者が自身の経験に基づき、農家民宿を核とした生業づくりについて講話し、研修生には実際に農家民宿に宿泊して里山を活用したサービスを体験してもらった。その他、2004年から能登地域でブドウの栽培から醸造まで行っている「能登ワイン」の生産圃場や生産工程、2014年に地域外から進出してきた農業法人のキノコ栽培工場、オーナー制度によって棚田の保全を図っている白米千枚田など、「能登の里山里海」を活用した先進的なビジネス創成や伝統的な農業の保全に向けた取組みの現場を視察した。

2014年度の研修は試験的な実施であったが、研修生からは好評を得られ、要望に応える内容を提供できたとの手応えを感じたことから、翌年度以降も研修生の受入れを継続することとなった。FAO と農林水産省から、2014年度のブータン政府職員に対する研修が高く評価され、両機関が各国に対し石川県での研修受講を働きかけたことで、石川県にはFAOを通じ、GIAHS 認定申請に熱意あるアジア諸国からの受講要望が寄せられるようになった。2015年度にはカンボジア、インドネシア、ベトナムから各1名、2016年度にはラオスから2名、ミャンマーから1名の研修生を受入れ、この事業により3年間で6カ国7名の研修生が「能登の里山里海」の取組み



写真3 2015年度研修での知事表敬（カンボジア、インドネシア、ベトナムからの研修生）

を学んだ（写真3）。研修受入れを重ねるごとにFAOや国連大学オペレーティング・ユニットとの連携をより緊密にし、研修の円滑な実施を図ってきた。また、金沢大学や独立行政法人国際協力機構（JICA）など、より多くの機関との連携による内容の充実、研修生によるGIAHS申請候補の発表と「能登の里山里海」関係者との意見交換会の開催など、より研修生のニーズに合致した実用性の高い情報と体験を提供できるよう努めてきた。

前述のようなGIAHSの保全・活用の先進的な取組みと国際貢献が高く評価され、2016年10月には七尾市で「第1回アジア生物文化多様性国際会議」が開催された。海外37ヵ国からの約100名を含む500名以上が参加したこの会議では、人間の営みと生物との相互の多様性である生物文化多様性を保全するため、国際的な地域間の連携と支援を呼びかける「石川宣言」が採択されるなど、大きな成果を収めた。石川県では、この会議の開催を契機に国際貢献事業をさらに発展させ、FAO、国連大学、金沢大学、JICA、石川県立大学と連携し、「いしかわ世界農業遺産国

際貢献プログラム推進事業」を立ち上げることとしている。このプログラムでは、研修生の出身国の課題に特化した個別討議の実施や、研修生の帰国後も専門的な助言を継続するなど、より実効性の強い支援の実現を目指している。

2) フィリピンのGIAHS「イフガオの棚田」への人材育成支援

能登地域は豊かな里山里海を有する一方、少子高齢化、人口減少、ライフスタイルの変化などにより、農林水産業の従事者の減少、伝統文化、工芸の衰退と後継者不足といった課題に直面し、里山里海や貴重な伝統の次世代への継承が難しくなっている。

こうした事態を受けて金沢大学では、能登地域の里山里海と地域の活性化を担う若手人材の育成を目的とした「能登里山マイスター」養成プログラムを2007年から開講してきた。これは各分野の専門家による講義や実習を通して、能登地域の風土や伝統、文化、自然、さらには6次産業化やバイオマス活用をはじめとした第一次産業の活性化、ニューツーリズム、里山里海の活用の手法など、幅広い知識・技能を習得させる1期2年間のプログラムである。受講生には卒業課題研究が課せられ、自身で決めたテーマについて調査、実践活用を行う。研究成果が審査に合格すると「能登里山マイスター」の称号が授与される。能登地域の里山里海の利活用に関する知識、企画提案や情報発信の能力の向上はもちろんのこと、プログラムを通して意欲のある若者や現場の実践者とのネットワークが築かれ、修了生たちのその後の活動への大きな助けとなっている。2012年から始まった1期1年間にプログラムを再編した後継の「能登里山里海マイスター」育成プログラムと合わせて、2016

年までに128名が「マイスター」として修了し、修了生の中から農業、製炭業等への従事者が出ているほか、修了生によってNPO法人や協議会、農業法人が立ち上げられ、里山里海の利活用、環境教育等の活動が盛んに実施されるなど、能登地域の活性化、里山里海の保全等に対して大きな効果を挙げている。

金沢大学がこの人材育成のノウハウを活用し、フィリピンのGIAHS「イフガオの棚田」に対して支援事業を開始したのは、「能登コミュニケ」採択の翌年、2014年のことである。

フィリピン・ルソン島北部の標高2000m級の山岳地帯コルディリエーラ地方イフガオ州には、約2000年前から棚田が築かれ、稲作を中心とする人間の営みが続けられている。急峻な斜面に1万7000haにわたって棚田の広がる景観は「天国への階段」とも称される絶景であり、長年の自然と調和した生活の中で育まれた文化が残されている。それらの文化的価値が認められ、1995年に国連教育科学文化機関（UNESCO、ユネスコ）から「フィリピン・コルディリエーラの棚田群」として世界文化遺産に、そして、2011年にFAOから「イフガオの棚田」としてGIAHSに認定された。

しかし、イフガオは、都市部への住民の流出による人口減少や高齢化、加えて、急傾斜に築かれた棚田での厳しい農作業が敬遠され、農業の担い手不足に陥っている。耕作放棄により維持管理が行われなくなった棚田や灌漑施設は荒廃し、美しい棚田景観が損なわれるとともに、稲作に根差した文化も廃れ、継承が困難になっている。

そこで金沢大学は、人口減少と高齢化による農業の衰退とそれに伴う地域の荒廃というイフガオの抱える問題が、能登地域と共通の

ものであることに着目し、「能登里山マイスター」養成プログラムを応用したイフガオ州での人材育成事業を能登地域の関係団体・機関各所に提案した。事業の趣旨に賛同した能登地域の4市5町と石川県、金沢大学、石川県立大学、さらに「能登の里山里海」とともにGIAHSに認定された「トキと共生する佐渡の里山」を有する佐渡市を加えた「イフガオGIAHS支援協議会」が立ち上げられ、実施者である金沢大学への協力体制が整えられた。そして、石川県が、JICAの「草の根技術協力事業（地域活性化特別枠）」へ申請、採択され、2014年2月～2017年2月の3カ年の事業がスタートした。

「イフガオ里山マイスター養成プログラム」と呼ばれるこの事業は、「イフガオの棚田」の保全と持続的発展を担う若手人材を育成する体制を現地に構築することを目的としていた。イフガオ側では、イフガオ州政府、州内4自治体、国立イフガオ州大学、フィリピン大学オープンユニバーシティなどをメンバーとする「イフガオGIAHS持続発展協議会」が設立され、現地での事業の実施と支援の体制が整えられた。プログラムは、基本的に「能登里山マイスター」養成プログラムを踏襲したもので、月1回程度の講義、実習を実施し、受講生各自が卒業課題研究に取り組む1期1年間のカリキュラムであった。プログラムには、能登地域での約1週間にわたる現地視察が組み込まれており、受講生たちは実際に能登地域を訪問して、現地で活動する能登里山マイスターや農林水産業関係者らとの交流やワークショップを通じ、エコツーリズム、能登棚田米の6次産業化など、能登地域での先進的な取組みを学んだ（写真4）。

事業期間の3年間で51名がこのプログラ



写真4 イフガオ里山マイスター養成プログラム

ムを修了した。修了生には、現地の自治体職員、農業者、主婦など、様々な立場の人々があり、各自が選んだ卒業研究課題のテーマも、棚田で栽培される伝統品種のコメを使った商品の開発、棚田やその周辺環境を活用した農畜産物の生産、観光振興、伝統文化の研究等、多岐の分野にわたっている。すでに修了生が中心となって、棚田で収穫されたコメを使ったライスワインの商品化や効率的な耕作方法の採用、直売店の展開など、様々な取り組みが始まっており、イフガオの地域活性化や農業振興、ひいては「イフガオの棚田」の保全と次世代への継承へとつながっていくことが期待されている。

これらの成果が評価され、本事業は今年度からの3年間の継続が認められた。第2フェーズに入り、イフガオに構築された人材育成プログラムの運営能力の向上、能登とイフガオの両地域の双方が利益を得られる交流の実現などを目標に活動が続けられている。

5. 国際貢献による観光への効果

能登地域では、一連の国際貢献の取り組みによって能登地域の認知度向上とともに、交流

人口の拡大に寄与することが期待されている。

GIAHS 認定以降、能登地域には海外からの現地視察のほか、国際貢献の取組みへの評価から国際会議の開催地に選ばれたことなどにより、GIAHS や里山里海に関心の高い外国人が多く訪れるようになった。また、イフガオへの支援事業では、能登地域からはイフガオ支援協議会長である泉谷満寿裕珠洲市長が、イフガオからはイフガオ州知事やイフガオ州大学長、フィリピン大学長などがお互いの地域を訪問するなど、トップレベルでの相互交流も生まれており、能登地域と海外とのつながりは一層深いものとなっている。

海外からの訪問者とのふれあいは、能登地域の人々が、それまで当たり前ものと考えていた「能登の里山里海」の世界的な価値を認識するきっかけとなっている。海外を含む地域外からの訪問者から見た「能登の里山里海」の魅力を能登地域の人々が理解していることは、交流人口の更なる拡大を図っていく上で重要なことであろう。こうした交流の経験やそれに伴う意識の変化は、訪問者のニーズに沿った観光コンテンツの創成などにも活かされていくものと思われる。

また、海外からの研修生を受入れた際の映像の一部がエールフランス機内で放映されるなど、国際貢献の取組みや国際会議の開催が紹介されることで「能登の里山里海」の国際的な認知度の向上につながっている。今後、国際貢献を通して能登地域と海外との交流が一層盛んなものとなり、多彩かつ独特の自然、文化を有する「能登の里山里海」の特色が、より親しみやすい形で世界に広く示されていくことが期待されている。

(石川県農林水産部里山振興室長)



インバウンド誘客に向けた農泊の推進について

竹内 秀一

はじめに

「農山漁村において日本ならではの伝統的な生活体験と農村地域の人々との交流を楽しむ滞在」を意味する「農泊」は、平成 28 (2016) 年 3 月 30 日に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」において、初めて農林水産省により定義された。

また、「農林水産業・地域の活力創造プラン」(平成 28 年 11 月 28 日改定) においては、「農泊によるインバウンド需要を取り込むとともに、ビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創設」するとされ、具体的な支援策として、以下の 3 点を掲げている。

- ①地域での合意形成や法人の立ち上げ、現場で活躍する人材の確保・育成等の農泊ビジネスの現場実施体制の構築
- ②地域の食・農村森林景観・海洋レクリエーション、古民家等の素材の観光コンテンツとしての磨きあげ
- ③農泊の魅力の国内外への情報発信や受入地域への農泊のビジネス化を働きかけるなど、政府としてのメッセージを発信

これを受け、農林水産省は平成 29 年度予算において、農山漁村振興交付金に「農泊推進対策 (50 億円)」を新設し、農泊により所

得向上を図る意欲のある地域に対し、農泊をビジネスとして実施できる体制の構築や、地域資源の磨きあげ等を重点的に支援することとしたところである。

その後も観光立国基本計画 (平成 29 年 3 月 28 日閣議決定) や「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) において、「農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を 2020 年までに 500 地域創出」することが位置付けられており、農山漁村の所得向上を図る上での「農泊」は、現在、政府を上げての取組として定着しているといえよう。

以下では、とくにインバウンドという観点から、観光にかかる農山漁村地域のこれまでの取組の経緯と今後の展望を、農林水産省が現在「農泊」を推進することの意義とともに考察する。

1. 近年の国際観光を巡る変遷

まずは、わが国の国際観光を巡る近年の変遷を簡単に振り返ってみたい。

日本では、外貨獲得や国際親善を目的に、1896 年に訪日外国人観光客の誘致を目的とした貴賓会が設立され、1912 年には、鉄道省の傘下に外客誘致と国際旅行あっせん業務を行うジャパン・ツーリスト・ビューロー (JTB の前身) が設立された。これを機に、政府は積極的な国際観光を進めるため、海外への宣

TAKEUCHI Shuichi: Current Issues and Prospects of Rural Tourism in Accepting Inbound Tourists.

伝活動や観光資源の開発、国際観光ホテルの整備、外国人の接客改善などが進められ、国際観光は貿易収入の上でも上位を占めるなど大きな成果を収めた。戦後も、東京オリンピックや大阪万博の開催に向けて法整備が進むなど、ハード・ソフト両面から観光地の受け入れ体制の整備は進展していった。

他方、東京オリンピックが開催された1964年、政府は日本人の観光目的の海外渡航を自由化した。同年の出国日本人数（アウトバウンド）は12万7000人と、訪日外国人旅行者数（インバウンド）の3分の1程度に過ぎなかったものの、この自由化や同時期のジャンボジェット機の就航等により、1971年には出国日本人数が訪日外国人旅行者数を上回り、わが国でも国境を越えた大量輸送時代の幕開けを迎えることになる。その後は、数度にわ

たる海外旅行ブームも後押しし、出国日本人数は一貫して増加するが、2000年代に入ると伸び率は横ばいに転じる。

一方、GDPの増加に伴うアジア全体の人の流れの拡大、政府の戦略的なビザ緩和、訪日プロモーションを中心としたビジットジャパン事業の展開等により、日本人出国者数に比べ漸増だった訪日外国人旅行者数は、一転して急増する。2015年には、実に44年振りに訪日外国人旅行者数が出国日本人数を上回り、53年振りに旅行収支（日本人旅行者の海外での消費を「支出」、訪日外国人の日本での消費を「収入」とし、収入から支出を引いたもの。国際観光収支）が黒字となった（図）。

これに呼応するように、民間企業の動きもここ数年活発化している。これまでは、旅行者を主たるターゲットとしていなかった百貨

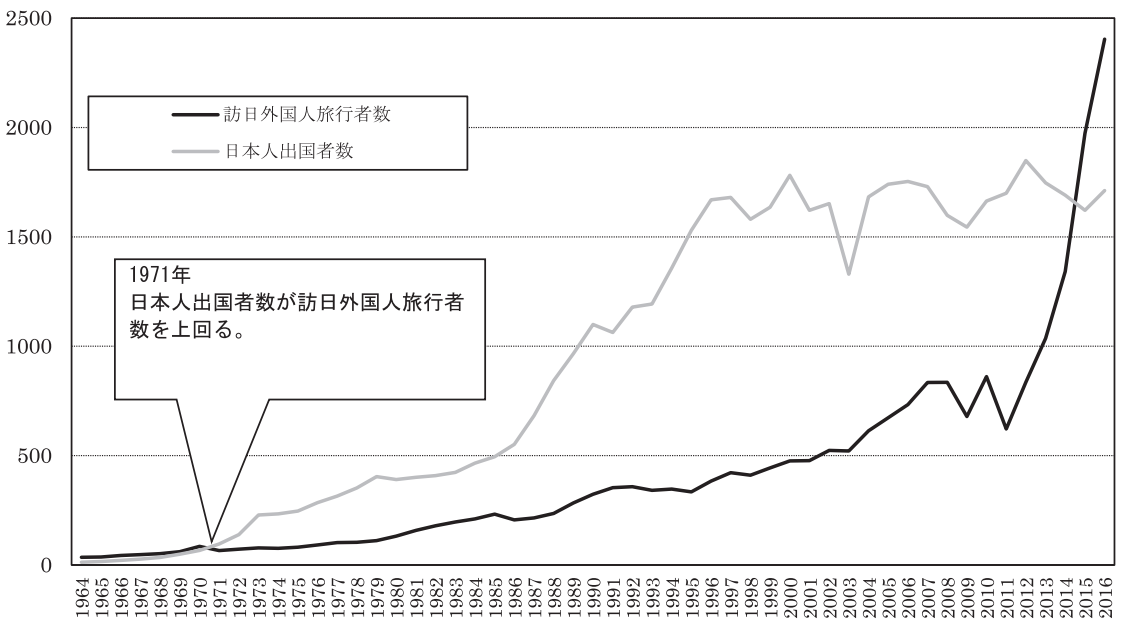


図 訪日外国人旅行者数の推移

出典：国土交通省観光庁「平成29年版 観光白書」

訪日外国人旅行者数は、日本政府観光局（JNTO）資料に基づき観光庁作成

出国日本人数は、法務省資料に基づき観光庁作成

店や家電量販店、飲食店等の小売店やサービス業者、IT 関連企業等、様々な民間企業が訪日外国人旅行者を意識した商品やサービスの提供を行うようになった。さらに、企業だけではなく、個人までもが SNS を活用し、観光ガイド等の C2C (customer to customer / 個人間商取引) サービスを提供するなど、多様な主体がインバウンドというマーケット目掛け、新規参入を模索している。また、当然ながら、交通事業者、宿泊施設、観光施設等を含む観光産業や観光地域も、日本人をターゲットした従来のサービス提供モデルからの転換を迫られている。

このような中、政府は『観光先進国』への新たな国づくりに向けて、「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、2020 年の訪日外国人観光客数を 4000 万人、外国人旅行消費額を 8 兆円、2030 年には 6000 万人で 15 兆円という、オリンピック・パラリンピック東京大会の 10 年後までも見据えた、従来を大幅に上回る意欲的な目標を掲げた。今や観光は、真にわが国の成長戦略の柱になったといえよう。

2. 地方創生の柱としての観光と農山漁村の魅力

このように、観光を軸とした日本を取り巻く環境はめまぐるしく変容しつつあるが、地方に目を転じると、また違う側面が見える。

観光庁の訪日外国人消費動向調査によると、訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率は、3 大都市圏にゴールデンルート上の山梨、静岡を加えた 13 都府県の平均が 15% を超えるのに対し、その他県の訪問率は平均 1% 台に留まる。観光ビジョンにおいても、このような現状を反映し、地方部での宿泊数目標を

2020 年に 7000 万人泊と掲げている。また、外国人リピーター数の目標も 2020 年に 2400 万人と掲げており、これらのことから、観光先進国実現に向けては、地方部での魅力的な観光地づくりが鍵を握るといっていいだろう。

とくに農山漁村地域においては、観光コンテンツとして活かせる豊富な資源が数多く存在しており、多面的な日本の魅力をより多くの外国人に感じて貰うためには、欠かせないディステイネーションになり得ることは想像に難くない。

元来、わが国の農村は、国民に食料を安定的に供給する場であるとともに、そこに住む人々の生活の場でもある。高温多湿で多くの山々を有する日本の自然環境は、水田稲作の適地として展開する一方、厳しい自然に対し、そこに住む人々が協同して管理する必要から、生産・生活と一体となった有機的なコミュニティを育んできた。このようなコミュニティの存在が、美しい景観を特徴とする二次的な自然を育み、また、集落の生活により維持されてきた文化、伝統が、他地域の人々にとっては歴史的な価値を有するものとなっている。

農山漁村地域にとっては、これら長年にわたり育まれた豊かな資源が、磨き上げ方次第で、所得の向上をもたらす観光コンテンツとなる可能性を秘めているといえる。また近年では、都市に住む若者を中心に農村への関心が高まり、新たな生活スタイルを求めて都市と農村を人々が行き交う「田園回帰」の動きや、定年退職を契機とした農村への定住志向が見られるようになってきている。

以上のように、インバウンドの増加という需要面に加え、供給面からも、観光地域とし

での農山漁村のポテンシャルを実現する、今や好機といえるだろう。

3. グリーン・ツーリズムの施策の経緯

農林水産省では、農村空間を国民共有の余暇の空間と捉え、都市と農村の双方の活発な交流を図るため、平成4（1992）年に「新しい食料・農業・農村政策の方向」において「グリーン・ツーリズム」の振興を初めて明記し、「農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」を推進することとした。

平成7（1995）年に農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律を制定、また、平成15（2003）年には旅館業法施行規則の一部を改正する省令が施行され、農林漁業体験民宿の開業が全国的に広がった。また、それまでのリゾート開発中心の観光開発の見直しとともに、自然や地域文化の尊重、人との交流を中心としたグリーン・ツーリズムが都市部の人々にも注目を集めるようになっていった。

平成20（2008）年からは、文部科学省、総務省、農林水産省連携により、農山漁村での様々な体験活動を通じた子どもたちの生きる力の育成とともに、地域のコミュニティの活性化、農山漁村・農林漁業への理解醸成、農家所得の向上を目的とした、子ども農山漁村交流プロジェクトが始まる。平成27（2015）年度までに全国43道府県の178モデル地域（農山漁村）で、延べ約20万3000人の小学生が様々な体験活動を実施。また、小学生のみならず中・高校生も含む教育旅行の受け入れを中心に、農林漁業体験を含む体験型観光の受入は、現在、全国各地で行われている。

宿泊経営を中心に見た場合、日本のグリー

ン・ツーリズムは欧州諸国で見られるグリーン・ツーリズムとは違い、個人経営型ではなく地域経営型といえる。たとえば、農家民宿の開業支援や、営業・斡旋、リスクマネジメント等は、当該地域の窓口となる組織（以下、窓口組織）が中心に行っており、その形態は、民間組織、地域協議会、行政が行うもの等様々である。このような地域参加型の組織や人を核として、現在にまで至る受け入れ側の体制が徐々に形成されてきたといえる。現在では年間1万人を超える受け入れを通じて、農家民宿の年間収入が平均で100万円を超えている集落も存在している。

4. 現在の課題

全国的な広がりを見せてきたグリーン・ツーリズムだが、課題も存在する。1つは平成15年を境に農家民宿を開業した経営者や、窓口組織の中心で活躍してきたリーダーの後継者問題である。これは農業者の後継者問題と共通の背景を持ち、日本全体の課題ともいえよう。とくに農家民宿経営者の場合は、居宅に人を泊めさせるため、部屋の片付け、夕食の準備から接客対応など、高齢者にとっては精神的・肉体的に負担も大きく、よほど元気でないと続けることは困難である。

2つ目は、国内のグリーン・ツーリズム特有の課題である。

先ほど触れたように、日本では、窓口組織が主導して教育旅行の誘致、住民との観光コンテンツ作り、サービス内容の統一や、対外的な契約手続き、斡旋までを行い、当日は、農家民宿の経営者がそれぞれの宿泊客を数名単位で預かる形をとっている地域が多い。このように、教育旅行というマーケットの特性に合わせてシステムティックかつ効率的に大

人数の受け入れを行う結果、1回の受け入れで、まとまった収入を得ることが可能となっている。このような仕組みは海外からの団体受け入れの際にも上手く機能し、教育旅行特有の季節的な偏りや、少子化による生徒数の減少を補う形で、インバウンドの受け入れを行っている地域が増えてきている。

しかしながら、近年のインバウンド市場はアジア諸国においても、市場の成熟化、LCCの登場によりFIT（Foreign Independent Tour／航空券、宿泊施設等を個別に手配するタイプの旅行）化が進展している。また、少子化により国内の生徒数も減少している。このことから、今後の成長性という観点からみて、全ての地域が従来のようにターゲットを教育旅行中心の団体旅行のみに限定することは得策ではない。しかし、このことは単に設定するターゲットを変えることだけではなく、地域内での体制をこれまでとは大きく変えることを意味する。企業でいえば、既存製品のポジショニング戦略の問題ではなく、ポートフォリオの観点から新規事業の開発が必要な段階に差し掛かっているといえる。

5. インバウンド対応に向けての考察

これまでグリーン・ツーリズムの受け入れを行ってきた地域にとって、ターゲットとして設定しやすいのは教育旅行を中心とした団体旅行であった。これは、国内に限ったことではなく、インバウンドにおいても同様である。

受け入れを行う際、日本人と外国人の間の違いは、言葉、風習、食事など、考慮すべき点が多岐にわたるように思われるが、旅行者であれば、むしろその違いを楽しみに来ているとも考えられよう。農山漁村に訪問するのであれば、なおさら、その文化の違いを体験

しに来ていると考えられる。出身国の生活文化を踏まえた最低限の対応や、宗教を考慮した食事等は基本として当然踏まえるべきではあるが、言語の問題等は創意工夫によって解決が可能である。

では、営業や誘客はどうだろう。訪日団体の場合、海外のエージェントは、日本国内のランドオペレーターに企画や手配を依頼するケースが多い。

このことは、日本語で手配調整のやりとりが完結できるケースが多いことを意味する。また、BtoB（Business to Business／企業間取引）のため、交渉や調整において一定の時間を要するが、1回でまとまった人数の受け入れが可能であり、効率的に収入が確保できる。

一方、個人を対象とした場合はどうか。今では、誰もがインターネットを介して世界中に情報を届けることができる。このような意味で、チャンスは無限に広がっているといえるが、団体旅行のように、代理店と合意すれば確実に送客が実現するわけではない。情報を潜在的なターゲットに確実に届けるためには、徹底したマーケティングが必要である。また、予約を受ける際にも、数千円の体験料や宿泊料の個人のために、窓口組織がこれまでと同様の方法で、毎回メールのやり取りをすることは現実的ではない。

このようなことから、FITに照準を定めた場合、提供価値の最大化による単価アップや、オペレーションの省力化が必要となる。たとえば、単価を格段に上げられるよう、サービスの見直しを図ることや、独自性のあるブランディングを意識したプロモーションを展開する。窓口組織はプロモーションやポータル機能としての役割に徹し、予約や申込等は施設や体験事業者が対応できるようにシステム

化する。滞在中は、食事、買い物、体験など、シーンごとに思わず旅行者がお金を使いたくなるような仕掛けを備えた地域づくりをする。

以上は一例だが、ターゲットを変更するだけで、実に様々な受け入れ側の体制の転換が必要になると同時に、地域のバリューチェーン全般を考慮に入れた仕組みづくりが不可欠となるのである。

6. 地域における取組の事例

長野県飯山市は唱歌「ふるさと」や「朧月夜」にも謳われたのどかな風景を今に残している。日本有数のスキー観光地として発展してきたものの、日本人のスキー離れとともに、冬場の観光客に依存しないグリーン期の集客に向けて、着地型の観光開発を進めてきた。

平成 22（2010）年に設立された信州いいやま観光局は、グリーン・ツーリズムの活動拠点「なべくら高原・森の家」、日帰り入浴施設「いいやま湯滝温泉」、道の駅「花の駅千曲川」、「高橋まゆみ人形館」などの施設運営を行うほか、5月には、一面に咲き誇る菜の花をバックに音楽祭や散策ツアーを主宰するイベントを開催し、冬には日本有数の積雪量を生かし、かまくらの中で地元名物の「のろし鍋」が食べられる「レストランかまくら村」を販売するなど、地域の資源をフルに活用した季節に応じたユニークな企画を打ち出している。

また、「飯山旅々。」という地元の人にしか作れない募集型旅行商品を販売し、ウェブ上での予約申し込みも可能な体制を敷いている。まだ規模こそ大きくないものの、順調に売上を伸ばし、今後も成長が期待できる領域といえる。加えて、平成 26（2014）年の新幹線開業時には、飯山駅に観光案内所を開設し飯山市

および周辺 9 市町村の旅の情報発信起点として機能するなど、地域全体の観光マネジメントを行うと同時に、地域ブランディングの中心組織として今後も DMO（Destination Organization Management）としての役割が期待されている。

岐阜県飛騨高山市の飛騨古川町にある株式会社美ら地球（ちゅらぼし）が提供するサイクリングツアーは、世界的な旅行口コミサイト「トリップアドバイザー」で 4 年連続エクセレンス賞を受賞するなど、欧米を中心に約 70 ヶ国の旅行者が利用する、大変人気のツアーだ。大きな収益を得にくいという常識もある FIT 向け着地型プログラムの中にあって、単価約 7000 円という高付加価値を実現している。

ツアーは、里山のありのままの暮らしをガイドしながらサイクリングで巡るという内容で、外国人にとっては、マメを乾燥させている風景を見ることが、水田近くでコメの種類を解説するだけでも非常に喜ばれるということである。29 ヶ国にわたり世界中を旅した経験をもつ社長ご夫妻が、当地域に移住後、外部視点と身につけた国際感覚を発揮し、農村や暮らしの風景に対して高い価値を置く世界中のターゲットに確実にアクセスすることで、新たなマーケットを作り出している希有な事例といえよう。

また、現在、古民家を宿泊施設や農家民宿として整備し、農村風景や地元の食、ゆったりした時間を楽しんでもらう滞在型の旅を比較的富裕な層に提案し、観光誘客に成功しつつある地域も出てきている。いずれの地域においても共通しているのは、農業者を含む地元住民との触れ合いや交流に価値を置き、高品質のサービスを、しっかりとした体制を構

築しながら提供している点だろう。

おわりに

冒頭触れたように、農林水産省では、農泊によりインバウンド需要を取り込む意欲ある地域への支援を強力に進めている。

これまでグリーン・ツーリズムによる受け入れを行ってきた地域では、都市部住民や子供たち、海外の学生等との交流を通じて、生きがいや、やりがいという、必ずしも経済価値に還元できない要素を重視して活動を行ってきた面が大きい。住民が主体的に関与しなければ上手くいかないのが観光地域づくりだとすれば、これまでグリーン・ツーリズムを行ってきた多くの地域においては、そのような基盤は既にできているといえる。今後は、インバウンド対応を含め、ビジネス視点での持続的な農山漁村観光地づくりに向けて、更なる取組の促進と農山漁村地域の自立的発展を期待したい。

参考文献

国土交通省観光庁：訪日外国人消費動向調査、
<http://www.mlit.go.jp/kankocho/siryou/toukei/syouthityousa.html>
国土交通省観光庁：観光白書、<http://www.mlit.go.jp/statistics/file000008.html> (2017年6月

26日アクセス)

宮崎猛 2002：これからのグリーン・ツーリズム、
社団法人家の光協会、249p

首相官邸ホームページ：明日の日本を支える観光ビジョン、
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/ (2017年6月26日アクセス)

首相官邸ホームページ：農林水産業・地域の活力創造プラン、
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/> (2017年6月26日アクセス)

首相官邸ホームページ：歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース、
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/ (2017年6月26日アクセス)

綜研情報工芸 2016：訪日外国人旅行者の農林漁業体験民宿へ誘客促進に関する調査報告書、
147p、http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/nouhaku/170203_5.html

手島廉幸 2008：マストツーリズムの歴史的変遷と今後の行方、日本国際観光学会、
http://www.jafit.jp/thesis/report/15_2008.html

山田拓 2017：インタビュー 飛騨の里山から世界へ クール田舎をプロデュース、観光文化、
232: 20-24.

(農林水産省 農村振興局 都市農村交流課 調査員)



エコツーリズムから持続可能な観光へ —世界の模索・日本の可能性—

海 津 ゆりえ

はじめに

2015年9月、国連加盟国は全会一致で「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を採択した。SDGsは持続可能な開発を進める上での17の課題の克服を“目標”として掲げたもので、2030年をその年限としている。この中で3つの目標(8, 12, 14)がサステナブル・ツーリズム(持続可能な観光)に言及しているが¹、17の目標すべてが観光と何らかの関りがあるといつてよい。国連は今年を「持続可能な観光の国際年」と決めた。世界の観光は今、グローバルな課題と向き合うことが求められているのである。インバウンドに沸き立つ日本の観光現場とは隔たりを感じずにいられない。ところで「持続可能な観光」という言葉に、皆さんはどのようなイメージをお持ちだろうか。おそらく

立場によって違うはずだ。それが観光の多面性である。本稿では、「持続可能な観光」とは何かというテーマについて、系譜と実践から論じてみたい。

1. 今日の観光

観光の多面性と書いたが、確かなことが1つだけある。観光の主役は「旅人」だけということだ。旅・旅行・観光は、よく似たキーワードであるが微妙に異なっている。旅も旅行も、旅人が“する”ものである。旅とは人生であるという常套句があるように、旅には終わりがなく、時には時空を超える。旅行は空間移動を伴う“行って帰ってくる”行動を指す。では観光はというと、旅人や旅行だけでなく、これらを取り巻くサービスや訪問先での受け入れ体制、政策等も含む広い概念なのである。そもそも「観光」という用語は、開国後の明治初期に日本を訪れた外国人が行っていた「ツーリズム」と呼ばれる行動を表す訳語として、政府が採り出した言葉であった。中国の『易経』という占いの書「観の卦」にあった「観国之光、利用賓于王」(国の光を観るは、もつて王の賓たるによろし)からとったものである。明治中期はインバウンドの時代であった。政府は訪れた外国人が日本で心地よく滞在できるようにとジャパン・ツーリスト・ビューロー(JTBの前身)を1912年に設立し、1930年には鐵道省に国際観光

KAIZU Yurie: Toward Sustainable Tourism from Ecotourism - Challenge of Tourism World, Possibility of Tourism of Japan -

¹目標8-9:2030年までに地域に雇用と文化、特産品の販促を図るためのサステナブル・ツーリズム政策を策定すること。目標12-8:2030年までに、地域の雇用と文化や特産品を販促するサステナブル・ツーリズムが及ぼす地域への影響について監視する方法を実装すること。目標14-7:2030年までに海洋資源の持続的利用(漁業や水産文化の持続的管理や観光)により小島嶼開発途上国や後発開発途上国の経済収益向上に貢献すること。(筆者翻訳)



図1 国際観光の効果
出典：UNWTO (2016)

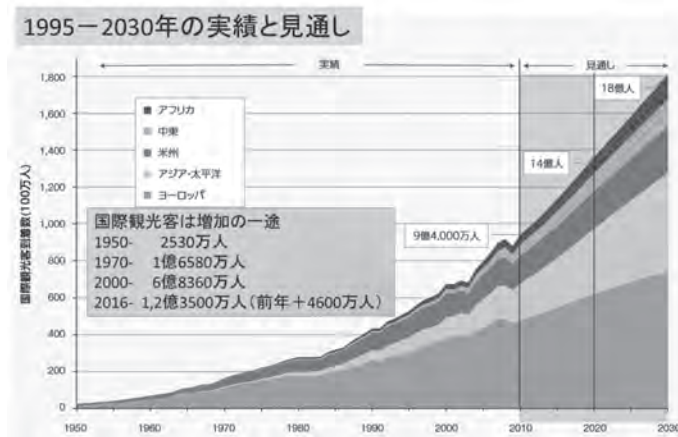


図2 国際観光の実績と見通し
出典：UNWTO (2016)

局を設け、様々なサービスを整備して訪日観光の振興を図った。外貨獲得もさることながら、諸外国に学んでグローバル化を進めなければならなかった日本にとって、観光には重要な外交としての位置づけもあっただろう。本稿は、この「観光」の話である。

観光は、長い間貴族や富裕層の特権の楽しみであったが、第二次世界大戦後の20世紀半ばに一気に大衆のものとなり、観光産業は

世界最大のグローバル（国境を越えた）産業となった。国連世界観光機関（UNWTO）によれば、2015年現在で世界のGDPの10%を占め、サービス業の30%程度が観光関連産業とみなされている（図1）。国際観光客到着数は昨年ついに12億人を突破した。その半数の約6億人がヨーロッパ、そして4分の1がアジア太平洋地域への到着数である。今後の予測では、2030年に18億人に達するだろうと見通されている²。とりわけアジア・太平洋地域への国際観光到着数の伸びが著しい（図2）。観光が世界的にみても看過でき

²統計上の観光客には実際には商用や会議等での訪問者も含まれている。

ない存在であり、社会的課題に対して大きな影響力をもつことが容易に想像できる。

2. サステイナブル・ツーリズムへの系譜

1) サステイナビリティの誕生

サステイナブル・ツーリズムは「持続可能な観光」と訳される。サステイナビリティに関する議論が活発になった経緯は1950年代第二次世界大戦後の世界の復興に遡ると筆者は考えている。戦勝国の都市の再建が進む一方、工業開発や食料確保のための農地開発、低賃金労働や資源の搾取などが社会問題化した。公害、生態系の破壊などの環境問題は、とくに開発途上国にしわ寄せられていった。

格差を土台とした右肩上がりの成長のさなか、世界はこのままでいいのか、という問題提起もなされ、「宇宙船地球号」等の名コピーも生まれた³。国際的な研究者集団である「ローマクラブ」は、人口、天然資源、食料生産、再生不能資源、環境汚染、資本などの多様な指標を用いて地球の未来を予測し、書籍『成長の限界』（1972）にまとめた。資源は有限であり、成長には限界がある、というのが同書の結論である。

国連が初めて環境問題をテーマに開催した会議が「国連地球人間会議」（1972）である（通称「ストックホルム会議」）。南北間格差の問題や貧困問題が議論されたが、最も有名な果実は「世界遺産条約」の採択であろう。議論

は継続することとなったが、国連は1984年に「環境と開発に関する世界委員会」（WCED、通称「ブルントラント委員会」⁴）を設けてストックホルム会議の総括を行い、1987年に『地球の未来を守るために』（原題 Our Common Future）を発刊した。この中で「将来世代のニーズを損なうことなく現在の世代のニーズを満たすこと」を意味するサステイナビリティ（持続可能性）の文言が明記された。以後この概念は、この先の地球環境保全の進む道を示すものとなった。ストックホルム会議の議論を引き継いで、20年後に初めて南半球で開催された「環境と開発に関する国連会議」（リオデジャネイロで1992年開催。通称「地球サミット」）は、ずばり、「持続可能な開発」をテーマとした。多数のNGOが参加したことで知られるこの会議では、各国や地域、業界など様々な単位で、サステイナビリティを実現するための公約として「アジェンダ21」を策定する提案が採択された。国連は、数ある産業の中でとりわけ「観光」を重視し、アジェンダ21の目標年限である2002年を「国際エコツーリズム年」と決め、2002年5月にカナダのケベック市で国際エコツーリズム会議を開催した。地球サミット10年後の2002年にはヨハネスブルクで、さらに10年後の2012年には「国連持続可能な開発会議」（通称「リオ+20」）をリオデジャネイロでと、持続可能な開発をテーマに掲げた国連会議は10年ごとに開かれている。

これらの会議と並行して、国連は世界が解決すべき課題と目標をリストアップし、加盟各国に提示してきた。2000年から2015年までを期間とする「国連ミレニアム開発目標」（MDGs）、2015年から2030年までを期間とする「持続可能な開発目標」（SDGs）である。

³物理学者で発明家のバックミンスター・フラウが1948年に提起した言葉である。“地球は限られた燃料を積んで宇宙を旅する宇宙船のようなものだ”というこの啓発は、後に国連の会議でも取り上げられ、地球に対する意識が生まれていった。

⁴ブルントラントは議長を務めたノルウェーの元首相の名。

MDGsは8項目、SDGsは17項目であるから、解決すべき課題が倍増していることがわかる。

2) 観光は持続不可能?

なぜ観光がサステナビリティとの関係において注目されたのか。「持続可能な開発」を巡る議論が始まった頃、先進国はマス・ツーリズム全盛期にあった。輸送機関や宿泊施設の大型化、多様なパッケージツアー等により、誰もが旅に出られる時代が到来した。先進国では人々が可処分所得や休暇を得られるようになり、戦争の副産物である大型輸送機や道路網、鉄道網など移動のインフラが後押しして、1950年代後半になると観光やリゾート開発がブレイクした。観光は平和の象徴であった。庶民も旅の楽しみを享受し、観光は大量生産・大量消費の時代を迎えた。これが大衆観光＝マス・ツーリズムである。

マス・ツーリズムが訪問先地域にもたらした影響は看過できないものがあった。プラス面では開発や観光客が落とす金によって経済が動き、新しい雇用が生まれて若者の就職先になった。国際間観光は平和的な外貨獲得の手段となり、それによって支えられる国や地域も少なくなかった。だが光があれば影ができるもの。観光がもたらすマイナス影響も指摘されるようになった。そもそも観光は、訪問先の資源の消費（活用）の上に成り立つのだから、何かしらの影響が生じるのは道理である。だが、それが短期間かつ集中的に、1ヵ所へ大量に発生したのだ。得られるメリットの光が強いだけに自制が効かず、影はより濃いものとなる。人々が一度は訪れたいと憧れる観光地で、これらの指摘が相次いだ。

例を挙げてみよう。かのチャールズ・ダーウィンが「進化論」の着想を得たガラパゴス

諸島（エクアドル）では、1970年代初頭に始まったアメリカの大型客船就航をきっかけに、徐々に観光地化が始まった。「一生に一度は訪れたい島々」として評判になり、1975年に5000人程度だった観光客は20年後には10万人を超えた。ガラパゴス諸島はエクアドルのドル箱となり、その恩恵に与ろうとする本土からの移住者で人口は2000人から10倍以上に膨れ上がった。人や乗り物、物資などに紛れて様々な外来生物が上陸し、本来ガラパゴス諸島が最優先するはずの固有生物の生息・生育を脅かし、諸島の96%を占める国立公園のすぐ際まで宅地やゴミ焼却場が迫っている。中米のスイスとも称されるコスタリカは、熱帯雨林が国土を覆い、幻の鳥ケツァールやハチドリ、固有種のカエルなど森に棲む多種多様な生物たちが観光客を魅了してきた。とりわけ人気があった金色に輝くカエル、オレンジヒキガエル（Golden Toad）は1984年を最後に姿を消した。何があったのか。研究者は、観光客が散布する虫よけスプレーの成分が、この小さな生物の遺伝に作用したのではないかと考えている。インドネシアのバリ島では、この島の芸術・文化を愛するフランス人移住者が観光アトラクションにと開発した舞踊「ケチャツ」が人気となり、今ではバリ島の伝統芸術として扱われている。文化人類学者は観光が地域文化の真正性を冒していると指摘した。毎夜ダンサーがポリネシアンダンスを披露しているハワイのリゾートホテルにも、そのまなざしは向けられた。観光振興は地域経済にはプラスかも知れないが、本来その土地で生まれた自然や文化などを確かに脅かしていたのである。

3) 観光倫理からエコツーリズムへ

観光業界も、これらの問題を野放しにして

いたわけではない。UNWTOの前身のIUOTOは1960年代に「世界観光倫理憲章」をまとめ、「観光のための自然資源の適正利用の必要性和経済的要請や利益追求の両立を認識し、観光が訪問先地域の自然、地域文化、地域の住民、生活にマイナスをもたらしてはいけない」と記した。UNWTOと国連環境計画(UNEP)は1982年に共同宣言を発表し、「健全な観光開発とは訪問地での社会的、経済的満足のみならず環境への配慮を伴って行うこと」とした。これらの規範や宣言は理念の表明として重要であるが、模範例を提示するには至らなかった。この頃、いくつかのキーワードが生まれている。Alternative Tourism(もう1つの観光)、Responsible Tourism(責任ある観光)、Ethical Tourism(倫理的な観光)、Soft Tourism(開発しない観光)、Ecological Tourism(環境に配慮した観光)等々、様々な角度からポスト・マスツーリズムが模索されたのである。これらのうち、形と概念を伴うようになったのが「エコツーリズム」であった。

エコツーリズム発祥の地と見做されているのはアフリカや中南米など熱帯の自然地域であった。東アフリカのケニアやタンザニア帯に広がるサバンナは、ライオンやキリン、チーター等の大型獣の生息地で、文字通り「野生の王国」である。アフリカ旅行は究極の非日常体験であり、とりわけ数日かけて獲物を追うハンティング・ツアーは、貴族たちの贅沢な娯楽であった。仕留めた動物をトロフィーとして持ち帰れば、ステイタスとなった。高額ツアー代は地域にとってはまたとない収入源であった。一見互いのニーズがかみ合いwin-winのようにも見えたが、野生動物の資源化は毛皮の売買や密猟にもつながり、いくつもの動物たちを絶滅の危機に追いやった

のである。

経済学者のP.スレッシャーが1981年に発表した『ライオンの経済』という有名な論文がある。ライオン一頭が一生の間にいくら“稼ぐ”かを試算したものだ。ケースは3つ、皮として市場で売られる場合、ハンティング・ツアーで狩りの対象となった場合、殺さずに見る対象として観光資源となった場合である。答えは皮革1325ドル、狩猟8500ドル、見る観光51万5000ドルであった。見る観光の対象になれば、ハンティングの何十倍、毛皮一枚の何百倍も稼いでくれることがわかったのである。この試算は説得力があった。野生動物を絶滅させるからハンティング・ツアーをやめよといくら呼びかけても、それで家計を支えている人々には効き目はないが、こっちの方が儲かるとなれば話は変わる。観光のスタイルを変えることで野生生物が守れ、かつ地域への経済還元も向上することがわかったのである。住民の協力や参加なしには自然保護は実現しない。国は住民を取り締まる代わりにガイドとしてトレーニングし、資格を与えて雇用が発生するしくみを編み出した。野生生物を絶滅に追いやらずに観光が成立し、雇用が発生して地域住民は家計が潤う。観光収益から自然保護のための資金も捻出できる。経済活動、コミュニティの維持と環境保護という、それまで相反してきた3つの事象が連携しあうことで、一石三鳥のモデルが成立したのである。

上述のモデルは自然保護地域における観光の理想的なあり方として、国際自然保護連合(IUCN)が1982年にバリ島で開催した第3回国立公園会議で紹介され、「エコツーリズムと呼ぶ」ことが提起された。これがエコツーリズムという言葉と概念が普及した“きっ

かけ”と考えられている。提唱者はメキシコ人建築家の H.C. ラスクライン氏であるが、コスタリカ等でそのころ始まっていた「エコツアー」、「エコツーリスト」運動が素地にあったのではないかと筆者は推測している。その後、エコツーリズムは自然保護区等を中心に世界各地に伝播し、アメリカの国立公園で導入されていたインタープリテーションや環境教育等とも結びついて、単に観光と環境保護を両立するシステムにとどまらず、観光者にとって学びのある解説内容をもつことや、環境教育が提供されること等、観光体験の質的側面についてもイメージが付与されていった。

日本にエコツーリズムが上陸したのは1990年前後であるが、2008年には世界に類例のない「エコツーリズム推進法」が施行されるなど、世界有数のエコツーリズム推進国となった。

4) エコツーリズムからサステイナブル・ツーリズムへ

先述したように、国連は2002年を「国際エコツーリズム年」とした。その翌年(2003)に正式に国連の機関となったUNWTOは、エコツーリズムの概念をさらに普遍的な概念に置き換えた「サステイナブル・ツーリズム」を提唱し、2004年に「サステイナブル・ツーリズム原則」(以下、原則)を発表した。エコツーリズムは主として自然地域の観光に特化しているが、これをあらゆる観光形態や訪問先に広げようと意図したのである。原則の中で、UNWTOは「持続可能なツーリズム開発の指針と管理の実践は、マス・ツーリズムや様々なニッチ市場向けのツーリズムを含むあらゆるタイプの旅行目的地での、あらゆる形態のツーリズムに適用することができる。持続可能性の原理は、ツーリズムの発展

における環境、経済、社会文化的な側面にかかわっており、長期間の持続可能性を保障するためには、これら3つの次元の間に、適切なバランスが取れていなければならない」とし、そのための要件として、

- ①環境資源を最適に利用すること
- ②ホスト・コミュニティの社会文化的真正性を尊重すること
- ③長期にわたって持続的な経済活動を保障すること

という3つを挙げた。これが実現すれば、観光は理想的な産業になるだろう。

だが、お気づきのように、これらの原則の一つ一つに連なる人々や対象は、まるで異なっている。①は自然や文化あるいはその保護関係者、②は住民やコミュニティ、③は事業者や自治体、国などが連想される。立場が違えば“持続してほしいもの”も違うはずだ。サステイナブル・ツーリズムの理念に反対する人はいないだろうが、実現するためには、立場が求めるものに執着せずに観光を俯瞰的に見る視点や、立場を越えて共有できるビジョンが必要となろう。

3. サステイナブル・ツーリズムの「姿」

それは容易いことではないが、世界各地で優良な事例が着々と生まれている。

海外では観光関連事業者がこの課題にビジネスとして取り組めるよう、環境認証がいくつも考案されてきた。コスタリカ観光庁が進める「持続可能な観光の認証」(CST)、オーストラリア・エコツーリズム協会とクイーンズランド州政府が開発した「エコツーリズム認証制度」(旧NEAP)、デンマークで始まり国際環境教育基金(FEE)が認証する「グリーン・キー」(宿泊施設の環境認証、図3)、



Green Key

図3 FEE「グリーン・キー」(ホテル認証)



図4 レインフォレスト・アライアンス
(フェアトレード認証)



写真 FEE「ブルー・フラッグ」
(鎌倉市由比ガ浜海水浴場)



図5 日本エコツーリズム協会
「グッドエコツアー」(エコツアー商品)

「ブルー・フラッグ」(ビーチやマリーナの環境認証、写真⁵⁾)等がある。これらは事業者向けにガイドラインを開発し、認証取得を求める一方、取得者を広報することでビジネスに還元するしかけだ。事業のブランド価値を高めることにもつながる。他にもフェアトレード商品を認証する「レインフォレスト・アライアンス」(図4)、優良なエコツアーを認証する日本の「グッドエコツアー」(図5)等、数え上げればきりが無い。IUCNも世界の観光関連機関と連携し(GSTC)、サステイナ

ブル・ツーリズムそのもののガイドライン策定に取り組んでいる。

フィジーのヴィティレヴ島にある農山村のアンバサ村では、フィジー政府による貧困対策と生物多様性保全の一環として、コミュニティ主体のエコツーリズム開発を進めた。住民ガイドの育成や会計士の育成を行い、海外からの観光客を村で受け入れるようになった。収益の半分はコミュニティに入れ、子供の通学バスの確保や教会建設費等に充てている。それまでは林業で凌いでいたが、観光業が育ったことで森林資源の保護に結びついている。ケニアでは森林伐採で犠牲になってしまった孤児のゾウを飼育して観光客に見せ、保護資金を稼ぐ取り組みがナイロビ近郊

⁵アジアで初の認証を2016年に神奈川県鎌倉市由比ガ浜海水浴場と福井県高浜市高浜海水浴場が取得した。

で行われている。これらはコミュニティが主体となる観光としてコミュニティ・ベース・ツーリズムとも呼ばれている。

日本では雇用や経済だけでなく、社会的還元を求める取り組みが見られる。三重県鳥羽市の離島や鹿児島県徳之島では「島っ子ガイド」と呼ぶ、小学生たちが島を案内するプロジェクトが進められている。総合学習の時間等を使って島を学び、それを来訪者に伝えることで知識が自慢に変わる。文化と自然の継承に観光が一役買っている。2009年にエコツーリズム推進法認定第1号となった埼玉県の飯能市では、市民総ガイドを目指しており、里山の“当たり前暮らし”を住民自らが伝えるエコツアープログラムが多数生まれている。

世界最大の業界団体、世界旅行ツーリズム協議会(WTTC)が毎年選定している「明日への観光賞」(Tourism for Tomorrow)での受賞団体には、サステイナブル・ツーリズムの考え方を実現している例が少なくない。

おわりに

一サステイナブル・ツーリズムのデザイナー

サステイナブル・ツーリズムの理念を実現するには、観光に関わる個々の主体の倫理観も大切だが、各主体が連携して動くしくみや目標、デザインが必要である。様々な手法や法制度がそれらを支えるだろう。筆者は、今の日本の観光は、この命題に答えを出すベストポジションとタイミングにいると考えている。サステイナブル・ツーリズムに向かわざるを得ない様々な課題を抱えているからだ。地方都市は少子化・高齢化に直面し、交流や観光に熱いまなごしを向けている。自然災害や、古くはバブル経済の崩壊を経験した観光地は、未来は過去の栄光の延長ではないと理

解している。自然や文化も脆弱で、継承に努めなければすぐに損なわれてしまうこともすでに明らかである。里山や里海という言葉メディアで聞かない日はなく、「宝探し」に取り組む地域も増えた。旅に求めるものも、一期一会の体験や貢献、学びなどが重視されるようになった。制度としては、「エコツーリズム推進法」や、観光庁によるDMO事業等がある。DMOはデスティネーション・マネジメント・オーガニゼーションの略で、地域の観光運営を担う組織である。観光プロモーションが事業の中心になりがちだが、岐阜県下呂市のようにエコツーリズムDMOとして資源の保全や宝探しを進めているところもある。これらの現状を踏まえて地域の観光に関わる主体間でパートナーシップを組み、「〇〇地域のサステイナブル・ツーリズム」をデザインすることもできるだろう。サステイナブル・ツーリズムの実現は、こうした地域事例の積み重ねの先にあると考える。

そして何より、このような旅を志向する人々を育てることが急務である。鶏と卵のようだが、その旅人を育てるのもまた、旅の力だろう。

参考文献

- エコツーリズム推進協議会編 1999：エコツーリズムの世紀へ。
 長谷政弘編著 1997：観光学辞典，同文館。
 Honey,M・高梨洋一郎・真板昭夫監修 2016：エコツーリズムと持続可能な開発 楽園はだれのもの？，くんぷる。
 石森秀三・真板昭夫・海津ゆりえ編 2011：エコツーリズムを学ぶ人のために，世界思想社。
 環境と開発に関する世界委員会 1987：Our Common Future 地球の未来を守るために，福

武書店.
内閣府：持続可能な開発目標（SDGs）を達成するための具体的施策（付表）.
ローマクラブ編 1972：成長の限界，ダイヤモンド社.
トラベルジャーナル 2017：持続可能なツーリズムの実現へ，2017年1月2日・9日号.

UNEP・UNWTO 2005：Making Tourism More Sustainable - A Guide for Policy Makers.
UNWTO 2016：Tourism Highlights 2016 日本語版.

（文教大学 教授）



街づくりの対象は住む人であり、観光客のためではない —由布院のメッセージ—

西川 芳 昭

はじめに

地方創生・地域再生という言葉が政策の中でもはやされている。地方創生の政策実施は、たとえば地域再生の場合、「地域再生制度とは、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自立的な取組を国が支援するもの」¹と説明されている。観光振興については、「観光資源の魅力を極め、地方創生の礎に。観光産業を革新し、国際競争力を高め、わが国の基幹産業に」などとされている。達成目標は、たとえば地方での外国人宿泊延べ数を2020年に7000万泊、日本人の国内旅行消費額を21兆円とする²など、金額と人数で、かつ地域外からの流入の量で測ることが中心と

NISHIKAWA Yoshiaki: The Object of Town Promotion Is Its Residents, Not Tourists -Message from Yufuin -

¹内閣府地方創生推進事務局のホームページに詳細が説明されている中で、「地域再生」の概要を抜粋した。

²「明日の日本を支える観光ビジョン」—世界が訪れたい日本へ—http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kanko_vision/pdf/gaiyou.pdf

³地名の「由布院」と「湯布院」の記載は、原典・出所がある場合はその記述に基づいている。原則としては、由布院温泉、由布院盆地、観光協会に関する記述は「由布院」を、1955年2月に由布院町と湯平村の合併により誕生し、2005年10月まで存在した旧行政区を記述する場合は「湯布院(町)」を用いた。

なっている。

以上のような開発のあり方を否定する意思も、論理もないが、日本の地域には、このような国策とは少し違った形で持続可能な形での観光を支える地域づくりを实践するところも多いことは提起したい。本稿では、由布院³を事例に、中央政府の政策を認識しながらも、独自の路線で街づくりを实践し続けている仕組みについて紹介したい。

1. 日本における内発的地域づくりと一村一品運動

開発とは、狭義の経済的な富、また財を生産したり資本を蓄積したりする以上のことを意味している。1990年代から国連開発計画等で注目されてきた概念である人間開発においては、人々の選択を拡大する過程が開発の重要な指標である。多様な選択の中で最も重要なものとしては、永く健康な生活を送ること、教育を受けること、人間らしい生活にふさわしい資源へのアクセス手段を持つことがある。さらに政治的自由、人権の保障、自己尊厳も重要な選択である。地域づくりの中心目標は、このような様々な選択を地域において実現できることである。この考え方は、2015年秋に国連総会で合意された「持続可能な開発目標」(SDGs)の中にも引き継がれている。

地域づくりの本質は、必ずしも直接的な地域経済や産業を活性化させる効果を出すこと

ではなく、むしろ将来にわたって地域を振興させていく「力量」をいかに向上させるかが課題となる。地域づくりを行う地理的領域としての地方の置かれている状況は、開発途上国と日本の地方ではインフラの整備状況など基礎的条件は違うが、グローバルな構造の中でともに「辺境」に置かれたという意味で、外発的なものに疲弊した「当事者」という点では共通している。その中で、いまだに量的概念を中心に成長志向を続けている中央政府の政策に、数十年前から疑問を投げかけ、結果として経済的にも成功を収めている地域があることを認識することは重要である。

地域づくりと国際協力については、ごく最近まで開発途上国に対する農村開発協力と日本国内の地域づくり・地域おこしを関連づける発想はほとんどなかった⁴。ODA資金を用いた一村一品運動の概念および手法の輸出に積極的に取り組んでいたころも、ともに考えるという姿勢はほとんどなく、独立行政法人国際協力機構（JICA）を中心に「日本の経験を途上国へ」という、持続可能性の極めて低い方法が採られていた。一村一品運動は大分県において、全国レベルの農業・農村振興政策に必ずしもついていけない地域が、独自の資源認識や都市との連携を通じて、地域資源を生かした開発を実施した運動であ

るが、開発途上国に移転される際には、輸出産品開発・中小企業振興と同義となってしまう危険をはらんでいた⁵。すなわち、地域資源を認識し、活用することができる人材育成が忘れ去られ、農村企業・農産品加工による経済発展を目指す政治的スローガンとしての利用・補助金行政の拡大に用いられることが少なからずあった。

最近では、地域おこし協力隊と青年海外協力隊の制度を有機的に繋げようという試みも行われ、開発問題は途上国・先進国と別個に考えるのではなく、相互に学びあい、協力し合うことが1つのプロセスであることが広く認識されるようになった。持続可能な開発目標（SDGs）の中でも、目標の達成は先進国による開発途上国への協力で達成されるものではなく、開発途上国・先進国それぞれの国内政策が重要であることが共通認識となった。

2. 一村一品運動の再評価

一村一品運動は、一般に通産官僚から大分県知事となった平松守弘氏が提唱したといわれており、氏自身もそのように述べている。具体的には、平松氏は1979年4月の知事就任後、11月の町村長との、そして12月には市長会との「自治行政連絡懇談会」で一村一品運動を提唱した（大分一村一品21推進協議会2001）。一村一品運動は、地域住民が自助・自立の精神で、自らの発想に基づいて主体的に行動し、住民総参加の下に活力ある地域づくりと、人口の地方定住を推進しようとしたものであった。具体的には、地域の特性や資源を十分に活用しながら、工夫を凝らして、それぞれの地域の顔となる特色ある産品や文化を国内はもとより、世界に通用するものとして育て上げる運動である。何でもいい

⁴2002年に筆者が国際協力事業団（当時）の委託を受けてまとめた「国際協力とわが国の地域開発の連携」（国際協力事業団国際協力総合研修所刊）がほぼ最初のものであった。

⁵松井和久（2006）「一村一品運動はどのように伝えられたか」（松井和久・山神進編・一村一品運動と開発途上国 日本の地域振興はどう伝えられたか・アジア経済研究所）に詳細な議論がある。JAICAFでも、調査研究叢書23号で「アフリカにおける一村一品運動」として取り上げられている。

から世界に売れる製品を作り出すことだけが目的ではなく、たった1つの特定の産品に地域が依存することでもなかった。地域に人々を惹きつける磁場を創り出すことによって、結果として産品が売れ、観光客が来ることになるわけである。現在行われている中央の発想に基づく表層的な地方創生とは次元の異なる、地域からの発想であったといえよう。

2003年に一村一品運動が政策として取り下げられたあとも、住民主導で続けられている事例が存在することは特筆すべきである。

3. 由布院の街づくりの歴史

年間400万人の観光客が訪れる由布院の街づくりの歴史は1950年代に遡る。1952年に盆地をせき止めてダムを造り、湖畔のリゾート観光地にするという計画が持ち上がり、住民は賛否両論に二分された。ダム計画は1年で頓挫したが、このときの反対運動を街づくりの原点と振りかえる関係者は多い。1955年以降、湯布院は隣接する別府とは異なる保養温泉地構想を打ち出し、自然と静かな温泉町のたたずまいを保ちながら経済活性を図ることが模索された。

1970年に、別府市との境にある猪の瀬戸湿原にゴルフ場建設計画が持ち上がり、自然を守るため住民組織「由布院の自然を守る会」が結成された。この組織は、ゴルフ場を阻止した後、「明日の由布院を考える会」に衣替えし、街づくりを検討し始めた。畜産振興と連携した「牛一頭牧場運動(1972年)」は都市農村交流の走りともいえるオーナー制度で、1口20万円で都会の人に畜主になってもらい、特産物を贈る制度で、「牛喰い絶叫大会」もこれを土台に生まれた。

由布院の街づくりを考えると、住んで



写真1 由布院の観光名所金鱗湖の景観

いる人が住みやすい街は観光客にとっても居心地のいい街という一貫した思想がある。中心メンバーだった志手康二、中谷健太郎、溝口薫平の3人が1971年に西ドイツの保養温泉地バーデンバーデンを視察し、街づくりは100年がかりであることを示唆され、クアオルト構想の推進が始められた。これは観光の町をつくることが目的ではなく、温泉を核にスポーツ、芸術、文化も含めた生活環境を整え、住民の暮らしをより充実させて、結果として由布院独自の保養温泉地を形成するというものであった。そのために美しい自然と豊かな温泉、そしてそれらをいつでも誰でも享受できる環境づくりとして、多様な施設やイベントを整備していった。ここから、ゆふいん音楽祭、辻馬車、湯布院映画祭などが生まれた。「自分たちが住みよい町でなければ生きていてやりきれない」、「最も住み良い町こそ優れた観光地である」という願いを住民自らが実現したものである。

その後、1987年には総合保養地整備法(リゾート法)が施行され、リゾートマンション建設計画など、外部資本による開発が静かだった町にもやってきた。外部からの大型資本

による無計画な開発が、これまでの街づくりを台無しにしかねないことを懸念して、「成長の管理」を理念とする「潤いのある町づくり条例」制定が目指された。条例は、1990年8月の臨時議会で議決されたが、条例の考え方は「湯布院に外から来る方は、湯布院の町づくりの考え方・ルールに従って、一緒に町づくりに参加して下さい」ということを基本にし、これが保養温泉地づくりにこだわり続けてきた湯布院町の住民と行政のコンセンサスである。この条例の主な内容は次のとおりである。

- 1000 m² を超える宅地の造成、50 m³ を超える地下貯蔵施設、高さが10 m を越える建築物、2階建て以上の特殊建築物、規則で定めたボーリングや打ち込み行為を対象とする。
- 開発を極力抑えようとする地区を定め、それに則って開発行為と保全活動を相互に調和させながら町全体の成長を管理する。
- 開発に際しては近隣関係者に告知し、説明会を開き、十分な理解を得ることを義務づける。
- 建築物および宅地の開発については、自然環境および周辺環境に適合したものでなければならないと規定する。
- 環境整備への貢献（環境整備協力金）を義務づける。

この条例は、当時の建設省の通達よりも厳しいもので、小さな自治体が国の方針に逆らってまで、自分たちの街づくりのビジョンを追求した地方自治の精神を具現化したものとして、ドキュメンタリー番組「プロジェクトX」でも紹介された。

4. 由布院の地域づくりの評価

戦後日本における国土開発の流れは、中央集権体制の政府主導による日本国民全体の生活水準向上であり、そのために国をあげての工業化が実施された。公共投資によってインフラを整備し、地域を活性化させていく。また、産業を再配置し、地方に工場を誘致するなどによって、都市と地方の格差をなくしていく政策が採られてきた。しかしながら、グローバル化の進展により、産業の配置転換が国内から海外に向けて行われ、工業化が進む一方で農村の人口流出は止まらなかった。また財政難により、公共投資で地域振興を図ることの限界がきており、農村として維持できないところも出てきている。地域資源の持続的な活用を無視したアンバランスな経済成長が限界に達している。初期の全国総合開発計画の時代にはグローバル化が限定的であり、かつ高度成長による税収を活用した地方への公共投資が可能であったが、現在は国に財政的余裕はなく、また地方創生と掛け声をかけられても市町村合併による行政の疲弊から対応可能な自治体は限られている。

その中で、由布院に見られるような、ビジョンを持った持続的な地域づくりの事例も多々ある。このようなわが国の地域づくりの成功事例といわれるものの多くは外部からの介入が前提となっている参加型開発ではなく、自然条件や社会条件が他と比較して必ずしもよくないという地域の事情のために、むしろ外からの投資を望めないため、他の選択肢のない形で行われてきた（守友 1991）。

九州における住民主導のいわゆる「村おこし、島おこし」運動の歴史は1970年代後半まで溯ることができる。それに先立ち、九州各地では水俣における公害病問題、志布志湾

開発問題、諫早湾干拓に先立つ長崎南部地区総合開発問題などの大型開発に対してラディカルな住民運動が広がっていた。「村おこし、島おこし」運動は、このような住民運動に直接関わることはなかったが、高度成長の中で「置き去りにされた九州・沖縄」の意識を持ち、「地方経済の自立と同時に都市文明に対峙する地方文化の再認識、高揚」を強調したある種の開き直りの運動であったとされていると、森泰一郎は述べている。

一村一品運動の原点にあるものは、国土総合開発の流れを押えつつも、必ずしも中央の政策と歩調を揃える開発の手法を取らなかったことにあり、由布院がその先頭に立っていた。高度成長時に大きなホテルも歓楽施設も持たない由布院は、別府温泉と同じ内容で競争することを避けつつ、最も大きな地域資源である温泉をどう活用するかを模索していた。独自の地域資源として、由布岳を象徴とした田園風景を利用したのである。

注目すべきは、観光するためにだけにテーマパーク風に何かを行うと町が廃れると考へ、「クアオルト構想」という上位構想の下に、そこに暮らす人々の「暮らしの文化」を豊かに保ち、訪問者に見せようという努力がなされた。地域の景観を守るために、都会の人に牛のオーナーになってもらう「牛1頭牧場運動」、オーナーとの交流を行う「牛喰い絶叫大会」などが実行され、また地域住民が楽しめる文化活動として「ゆふいん音楽祭」、「湯布院映画祭」が住民主導の下で実施されてきた。外部者の眼差しを入れることは重要であるが、地域資源の価値や魅力を一義的に外部者が評価するのではなく、地域住民が自らを

取り巻く空間の意味を評価することが必要となる。

由布院の街づくりをする人たちは、その住所として大分県由布院盆地という言葉を好んで用いている。自然や社会環境に根ざした地域づくりへの回帰が行われていると評価できる。由布院の観光協会長を務めた中谷健太郎は、率直に「瀕死の農村を救うために都市の市場のエネルギーを注射しようとしたが、崩壊していく農村を止められない。この問題はひょっとすると解決しないかも知れません。しかし、日本中の田舎が負けるわけにはいかない闘いに挑んでいるのです」⁶と述懐している（中谷 2000：小林 2005 に引用）。地域の現実を見据えたうえにある、地域住民への信頼が内発的発展の再出発点として存在している。

5. 大分地震その後—終わらない、負けることのできない闘い—

今由布院の新しいリーダーたちは、あいかわらず悩みの中にある。リーダーの1人、市議会議員の小林は、「数十年前に時代や社会の流れに反しても由布院が模索してきたゆとりや静けさは、今は主流になっている。時代や社会との葛藤がない中で、今の世代はなぜ由布院がゆとりや静けさに重きを置くのかという問いかけをしない」と危機感を持っている。

地域づくりは一般的に、2代目、3代目に引き継いでいくのが難しい。今は世代交代の時期とあって方向性を模索中であり、映画祭・音楽祭を新しい形で来訪者を巻き込むことによって、住民自らが楽しもうという方向もあるが、実現には至っていない。小林は「今の由布院では、個々人が由布院を語れない、表現ができない状況で、“理想郷”が共有でき

⁶筆者要約

ないでいる」ともいう。

湯布院は、「潤いのある町づくり条例」の制定を通して、国が進める経済対策としての観光とは次元の異なる「住んでよし、訪れてよし」の生活型観光地を基本理念としてきた。しかし、近年は由布院への観光客の増加に伴い、外部の資本が由布院に店舗のみを設け、アルバイト・パートのみを常駐させるビジネスモデルが増えており、基本理念の共有が難しくなっている。さらには、由布院のイメージが訪れる国内やアジアの人々には伝わっていない。

2016年4月に由布院を含む大分県中部は大きな地震に見舞われ、JR由布院駅の壁の一部が崩落した映像が全国に流れたことから、観光客が激減した。これは、由布院の観光関係者には1975年の大分中部地震を思い出させる災害であった。この時は、一軒あった鉄筋コンクリートの旅館の倒壊が新聞で報道され、大量の宿泊キャンセルが出たことによって廃業を余儀なくされる旅館もあったという。2016年の地震でも、熊本とは異なり比較的早くインフラは復旧し、旅館の営業も再開されたが、観光客はしばらく戻ってこなかった。国は熊本県復興対策と合わせて、「九州復興割」という、九州に向かう旅行者に対する宿泊費補助を導入した。

別府はいち早くこの制度を導入したが、由布院には躊躇があった。安くなったから来てくれる客が本当に由布院を理解し、割引が無くなってもリピーターになってくれるのか。国からのヒアリングの際にそのような意見交換もしたうえで導入を決めた。結果としては、割引があるから来るのではなく、復興割の対象となったことで「由布院はもう訪れて大丈夫」という安心感につながり、訪れる人が増



写真2 2016年地震直後の由布院のメインストリート湯の坪通り。通常はまっすぐ歩かないほどたくさんの観光客が訪れている。

えた。震災後、最初に戻ってきたのは昔からの「由布院ファン」だった。自分たちから情報を発信しなくても来てくれる状況が大切である。外から訪れる人たちが増える中、どのように受け入れるかを考え、出会いの喜びを住民が分かち合うことを大切にしようとしている。JICAの研修等で由布院の生き方を伝えようとしても「観光を通じて農村を大型化したい」等の希望が返されることもあり、そのような場合、観光協会としては余所での研修を薦めている。

由布院の将来を背負っていく次世代である観光協会の副会長は、「由布院はテーマパークのような観光地ではないが、今は外部資本の流入もありそのような傾向に危惧している。昨年の震災は、先輩たちが築いてきた“住みよいまち”、“五感で健康になれる”を自分たちの世代でどのようにできるかを考える機会となった」と述べている。彼らの世代は、親や祖父母の世代が、街づくりを楽しんでいるのを目の当たりにして育った。「自分たちも同じように楽しみたいと思って、温泉業を

継いだ」ともいう。由布院の街に住む一人一人が、街の将来にどのように関わられるかを模索しており、「負けることのできない闘い」を続けている。政府が行うべきことは、このような町の住民とリピーター観光客に支えられている持続可能なモデルのイニシアティブを「地方創生」などで邪魔しないことではないだろうか。

おわりに

本稿では、由布院の経験を通じて、改めて観光と街づくりの関係を考えてみた。少し前に、中国人観光客のいわゆる爆買いなどで都市部の外貨獲得が一時的に増大したこともあり、農村部においてもインバウンドに期待する向きもある。同時に、都市農村交流をうたったグリーンツーリズムなどの問題も認識され、自律的に地域づくりを進めるコミュニティほどそこに住む人の生活重視を前面に出した街づくりを進めている（たとえば山口県長門市依山集落⁷⁾）。どちらが正しいかの議論には意味はないが、目先の経済的利益優先ではなく、そこに住む人たちのための100年、1000年の街づくりを目指す由布院の闘いから私たちが学ぶことは多いと考える。

謝辞：本稿は、名古屋大学大学院国際開発研究科2017年度国内客員研究員（研究テーマ「食と農のつながりを考える農村開発」）の成果の一部である。また、現地調査に当たっては藤岡理香氏、安東忠氏、小林華弥子氏、由布院温泉観光協会の各位・機関の協力を頂いた。記して謝意を表します。

参考文献

- 平松守彦 1990：地方からの発想，岩波書店
 保母武彦 1991：内発的發展と日本の農山村，岩波書店
 小林華弥子 2005：ゆふいんのまちづくり，（西川・伊佐・松尾編，市民参加のまちづくり事例編，創成社）第7章
 守友裕一 1991：内発的發展の道，農山漁村文化協会
 大分一村一品21推進協議会 2001：一村一品運動20年の記録。
 米田誠司 2011：持続可能な地域経営と地域自治に関する研究—由布院の観光まちづくりを事例として，熊本大学大学院社会文化科学研究科学位論文。

（龍谷大学経済学部国際経済学科 教授）

⁷⁾ 辰巳佳寿子（2017）「依山を歩いてくらしの伝承を学ぶ」のなかで、県のグリーンツーリズムモデル地域に指定され推進協議会の設置もされていた依山地域が、ツーリズムの危険をいち早く認知し、環境・農業・福祉・教育など住民の課題を中心にすえた街づくりNPO法人の設置へ動いた例が詳細に報告されている。



ブータン王国におけるきのこ栽培の現状と将来展望

寺 嶋 芳 江

はじめに

ブータン王国（以下、ブータンとする）西部できのこ栽培技術を支援するという、市民レベルのプロジェクト「ブータン西部キノコ生産農家の生活向上プロジェクト」が、独立行政法人国際協力機構（以下、JICA とする）「草の根技術協力事業（草の根パートナー型）」として採択された。JICA から琉球大学が委託され、2016年7月から3年間の活動を現地ではじめた。同事業は、ブータン農林省（Ministry of Agriculture and Forests）、農業局（Department of Agriculture）の下部機関である国立きのこセンター（National Mushroom Centre, NMC）をカウンターパートとしている。

ブータンでは、シイタケ（写真1）、ヒラタケが栽培されている。また、マツタケをはじめとする食用野生きのこが採取され、漢方薬として高価な冬虫夏草が厳格な管理の下で取引されている。本稿では、シイタケ栽培にフォーカスを当ててきのこ栽培の現状について説明する。

また、併せて栽培をめぐる問題点、技術支援によってできる改善点および将来展望についての考えを述べたい。



写真1 市場で売られている栽培シイタケ

1. 経済と地勢

ブータンは20県、201村から成る。全人口は77万人であり（外務省2017）、徳島県や高知県の人口に近い。国民の約70%が農村地域に居住し、小規模な労働集約的農業に従事している。しかし、経営規模の問題、地形的制約および灌漑・道路などインフラ整備の遅れから、農業生産性は低迷しており（外務省2007、JICA2010）、国民の12%が貧困層である（The world fact book 2017）。

主要産業は農業（イネ、コムギなど）、林業、水力発電である。全輸出は年々上昇し、マツタケは日本へ輸出されている（写真2）。人口増加に伴い全輸入量も増加傾向にあり、ほとんどのきのこ栽培資材はインドから輸入され、首都の生鮮食料品市場で販売されているヒラタケはインド産が多い（写真3）。農業

TERASHIMA Yoshie: Present Conditions and the Future Prospects of the Mushroom Cultivation in the Kingdom of Bhutan.



写真2 ゲネカ村（パロとティンプーの間）で採取農家と仲買業者とのマツタケの取引



写真4 首都ティンプーから車で約3時間のドチュラ峠からヒマラヤ山脈を臨む風景



写真3 市場で売られているヒラタケ（インドからの輸入品）

局は、国内需要に見合う生産量を確保し、かつ自給自足的な農業から脱却して、きのこのような商業性の高い品目を活用することにより、輸出による外貨獲得を強化することが農家所得の向上と貧困削減へつながるとしている（Royal Government of Bhutan, Ministry of Agriculture & Forests 2013）。

ブータンはヒマラヤ山脈の南麓に位置し、北は中国、南はインドに挟まれた九州ほどの面積の国である。緯度は沖縄と同じだが、北部は7500m級の山々が連なり（写真4）、南

はインドの平原に続く標高500mの地域もあることから、場所による標高差が大きく、また、これに伴う気候の差も大きい。

本事業の対象地域は西部5県であり、国際空港が位置するパロを含むパロ県、そこから車で東へ1時間ほどの首都ティンプーを含むティンプー県、その東南のプナカ県とワンドゥ・ポダン県および南のチュカ県である。パロ県とティンプー県は標高2000～3000mの地域で、日本の高地に似た気候である（表1）。プナカとワンドゥ・ポダン県はこれよりやや暖かく、チュカはさらに暖かい。このように小面積の国でありながら、地域によって気候に差があることが、ブータンにおけるきのこ栽培を難しくしている。

2. きのこと栽培の現状

生産量については、シイタケ2万3000t、ヒラタケ7000t（NMC 2013）であり、食用野生きのこの販売額は1500万Nu（ニュルタム：1Nuは約1.6円）、冬虫夏草は1億6800万Nuである（2015、表2、写真5）。首都では毎週開かれる食料品市場や、道沿いの簡易

表1 ブータン各地の年平均最高・最低気温

| 地域 | 観測地 | 計測年 | 年平均最高温度℃ | 年平均最低温度℃ |
|----------|---------------|-----------|----------|----------|
| パロ | Paro (DSC) | 1995-2011 | 19.9 | 8.5 |
| ティンプー | Simtoka | 1986-2011 | 22.1 | 8.5 |
| プナカ | Punakha Dzong | 1985-2011 | 25.0 | 14.2 |
| ワンドユ・ポダン | Wangdu RNNRRC | 1990-2011 | 24.8 | 14.0 |
| チュッカ | Phuntsholing | 1990-2011 | 19.6 | 20.0 |

出典：Furuyama, Y. 2012, Ministry of Agriculture and Forests, Meteorology in Bhutan, Department of Agriculture, Royal Government of Bhutan.

表2 ブータン王国におけるきのこ生産状態 (2014～2015年)

| 品目 | 年 | 生産量 (1000 t) | 単価平均 (Nu/kg) | 販売額 (100万 Nu) | 販売 (%) | |
|------------|------|-----------------|-----------------|------------------|--------|----|
| | | | | | 国内 | 輸出 |
| 栽培きのこ | 2015 | 19 | 155 | 4 | 99 | 1 |
| | 2014 | 17 | 173 | 3 | 98 | 2 |
| 野生きのこ (採取) | 2015 | | | 15 | | |
| | 2014 | | | 19 | | |
| 冬虫夏草 (採取) | 2015 | | | 168 | | |
| | 2014 | | | 198 | | |

Nuは現地通貨ニユルタム、約1.6円

参考資料：Agriculture statistids 2014, 2015, Department of Agriculture, Ministry of Agriculture & Forests, Royal Government of Bhutan, Thimphu, Bhutan

販売所、あるいは露店で野生きのこが売られている。人々は肉や乳製品を好むと同様にきのこを高く評価し、古くから価値ある食材として珍重してきた。現在は国内需要量に生産が追い付かず、ヒラタケやツクリタケをインドから輸入している。市場での野生きのこの販売状況は、酒井(1995)の報告に詳しい。以下では、シイタケに絞って栽培の現状を解説する。

日本では現在、シイタケ栽培には「原木」および「菌床(広葉樹おが粉と米ぬかなどの添加物を混合して成型した1～3kgのブロック)」が使われている。しかし、管理のし難さや生産者の高齢化などから、シイタケ生産に占める原木栽培の割合は11%にまで落ち込んだ(2015)。原木シイタケは、日本で



写真5 パロ空港内の冬虫夏草販売状況

はナラ・カシ類などの広葉樹の丸太に種菌を接種して栽培される。いわゆる照葉樹林文化圏においては、野生シイタケが発生する(横山1979)。中国、韓国などの東アジア、タイ・

フィリピンなどの東南アジアで原木栽培は古くから行われており、栽培技術は米国、イギリスなどへも導入された (Campbell and Racjan 1999; Stamets 2000)。日本の原木栽培技術は高度に発達しており、「自然発生型」と「浸水発生型」、さらに「通常型 (春に種菌を接種して1年半を経た秋から収穫する)」と「短期栽培型 (接種した年の秋から収穫する)」など、多様な栽培方法が開発されている (特産情報編 2014)。

ブータンでは、シイタケはすべて原木を利用して栽培されている。栽培方法としては、1990年頃、当時のNMC職員が日本の種菌会社で1年間研修を受けたことがきっかけで、その会社式の原木シイタケ栽培方法が広められた。政府の貧困対策の一環として、きのこの栽培希望者には無償で種菌を配布しており、配布用種菌製造をNMCが担っている。ブータン唯一のきのこ関係機関NMCは研究機関ではなく、種菌製造および栽培技術指導機関として位置付けられている。「再生産可能自然資源部門 (Renewable Natural Resource)」の下部組織である3機関が中部 (ワンドゥ・ポダン県)、東部 (タシガン県)、南部 (サルパン県) に1ヵ所ずつ位置し、ヒラタケ種菌を製造してNMCの種菌製造を補完している。しかし、農業局の組織的には、NMCとこれら機関は同一行政ラインにはない。さらに、普及組織も別ラインである。

NMCと日本の栽培技術関係者との人的技術交流は長年行われてきた。これまでにJICA青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア、協力準備調査 (BOPビジネス連携促進) (現途上国の課題解決ビジネス (SDGsビジネス) 調査) などが現地でも活動し、草の根技術協力事業 (地域提案型) により日本研

究に招聘されたブータン技術者も現在NMCの主要スタッフとなっている。

3. シイタケ栽培上の問題と原因、改善の方向性

1) 材料としての森林資源

シイタケ栽培に広葉樹は欠かせない。ほとんどの資材に安価で効果的な代替品が開発されている昨今、そもそもなぜ広葉樹が不可欠なのか。これまでに数多くの代替材使用の研究 (寺嶋 2009)、あるいは針葉樹を使用するための研究が行われてきた。しかし、現在に至るまでシイタケ原木栽培には、菌糸成長を妨げる物質を含まない樹種、とくにナラ・カシ類が使われている。

ブータンの森林率は72% (Fact data 2015)であり、農林省森林・公園局 (Department of Forests and Park Services) が森林管轄を担っている。1969年制定の初代森林法では国土の60%を森林とし、すべてを国有とした。しかし、現行の「森林及び自然保護法 (Forest and Nature conservation Act, 1995 制定)」では、地域の住民に対する伝統的・文化的な森林資源利用の権利を認め、住民参加型の森林管理体制へと方向転換された。2010年には、それまでの保全重視の施策から、森林の持続的利用と保全のバランスをとった施策へと変化している (MoA 2010)。

ブータンでは、ナラ類 (*Quercus griffithii*, *Q. semecarpifolia*) やカシ類 (*Castanopsis* sp.) などが使われる。これらの木を根本から切り倒すことはできないが、枝を原木栽培に利用できる。この枝は太さ10~20cmほどであり、日本で使われている主幹から切り出した原木と同様の太さである。しかし、木の成長が遅いために樹皮表面に地衣類が多くみ



写真6 ナラ類やカシ類の原木（太さや長さがまちまちで、曲がり部分が多い）

られ、曲がり部分が多い。また、長さが不均一に切断されている（写真6）。これらを標高2000～2900mの高地広葉樹林（JOFCA 2013）から切り出している。曲がり部分が多く、長さが不均一な原木は、接種、その後の作業時に効率が悪い。曲がりが少ない部分から長さを揃えて切断する必要がある。適する原木の形状を農家が伐採者に伝えきれていないためと考えられ、適正な注文をすることが望ましい。

日本では、きのこ栽培に関しては林野庁が管轄している。マッシュルームを除くきのこ生産統計などの整備、種菌管理や栽培指導などを地方行政機関とともに統括している。きのこ栽培材料の確保および生産は、森林・林業行政の一環として位置付けられている。また古くから、原木は正確に90cm、あるいは100cmと地域で決められた長さに規格化されている。

2) 種菌製造・配布

NMCでは、おが粉とフスマを混合して種菌製造用の培地を作り、これに母種菌を接種して配布用種菌を製造後、農家に無償配布し



写真7 雑菌の混入や目的菌の成長不良で廃棄された培地入りの瓶（廃棄率は30%を超えていた）

ている。しかし、NMCによる製造段階での種菌瓶の害菌汚染率は30%に達することもあり、農家に配布された種菌瓶の下半分の培地での菌糸のまん延は少なく、種菌としてきわめて不適切なものである（写真7）。この原因として、①おが粉の粒形が粗く、空気孔として開けた孔がつぶれる（以前は孔を開けていなかった）、②高地での滅菌にもかかわらず、外付けの指標計から温度を読み取り、滅菌釜内部温度を測定していない、③インド製のねじ口瓶を使っているため、蓋を閉めて滅菌した場合に瓶がへこむ、さらに蓋を緩めて滅菌すると放冷時に害菌が混入する（写真8）、④害菌の混入を恐れて、菌糸の初期成長を促すためのフスマの割合を少なくしているために菌糸蔓延が遅い、⑤取扱いを理解した機器類の使用ができていない、⑥衛生的作業環境にない、⑦民族衣装で作業する（写真9）、⑧使い捨てを受け入れられないなどの衛生的作業観念が日本とは異なるなどが挙げられる。

本事業活動により、NMC側が受け入れた改善点としては、培地の孔開け、滅菌釜温度



写真8 種菌培養状況（蓋の閉め具合で、瓶内の酸素条件が異なり、白い菌糸の成長がばらばらとなっている）



写真9 種菌の製造状況（民族衣装で作業を行っている）

の適正化、フスマの割合を5%から10%にすることであった。その他は、NMCの施設環境や伝統的文化に起因することもあり、現在対策を考慮中である。

政府の方針により、NMCの施設は2014年から2回の移転を繰り返し、現在はティンブー中心部から車で15分ほどの郊外ワンチュタバ（Wangchutaba）に位置する。種菌製造作業をこなしつつ、旧畜産施設へ施設を部分的に建て増ししながらの移転であり、配布種菌滅菌用の大型滅菌釜が使用不可能、中古のクリーンベンチが故障するなど、適切な施設環境ではない。

高地であるため気圧が低く、滅菌釜温度はなかなか上昇しない。これを理解しておらず、適当な滅菌時間を設定していた。また、クリーンベンチの風の吹き出し部分にシャーレなどを多く重ね、微生物を通風により防ぐという本来の目的が果たせていない。作業手順をマニュアル化し、理由を付して理解してもらう必要がある。また、ネズミ、ハエの施設内への侵入が多く、害菌汚染の一因となっている。

衛生観念が日本と異なるため、伝統を重ん

じつつ、衛生的という感覚をどこまで持ってもらうかは最大の課題である。1989年には、民族衣装（男性用ゴ・女性用キラ）着用、国語ゾンカ語の習得、伝統的礼儀作法の順守が国王により布告された（平山 2007）。民族衣装は学校の制服であり、公務員のスーツに相当する。このため、作業時にも民族衣装を着用し、着替えるということあまりしない。また、衛生的な水の確保もなかなか難しい。

家庭で床に座って食事をする習慣がある国では、床がテーブルである。箸やナイフ・フォークを使わず、手で直接コメを握って食べる習慣の国では、手は立派な道具である。紙が貴重な資源の国では、使い捨ての習慣がない。また、“泥”は汚れという観念がない（平山 2007）。民族衣装の上に白衣を着ているから、手を洗わなくとも手袋をしているから衛生的というのが職員の理屈であるが、白衣の洗濯はまれであり、手袋は使い回されている。また、土はカビが最も好む生息場所である（石井 1997）。

少なくとも石鹸を使った手洗いの徹底、使い捨て手袋の使用または素手のアルコール消



写真 10 原木への接種状況（ドリルで種菌接種用の孔を開けている）



写真 11 原木への接種状況（おが粉に菌を成長させた種菌を接種器で孔に入れている）

毒、できれば作業時のみでも洗濯済みの作業着の着用の重要性を理解してもらいたいと望んでいる。

3) 接種から収穫までの農家での栽培工程

NMC は製造した種菌を自ら農家へ配っており、その際に接種のためのドリル、自動おが菌接種器を持ち込み、接種指導を行っている。この作業は時間と労力を要し、NMC の普及作業の中で主要部分を占める。

接種から収穫までの栽培方法としては、日本の種菌会社の原木栽培方法を取り入れている。



写真 12 堅牢な建物内でシイタケ原木の仮伏せを行っている栽培農家の状況（天井からはヒラタケ栽培の袋が吊るされており、雑然としている）

るが、ブータンに導入する際に栽培工程の重要な部分が欠落してしまった。さらに、日本の湿潤な気候に比べて降水量が少なく、湿度が低く、紫外線が強く、昼夜の寒暖差が大きいブータンにおいて、気候に適した栽培方法が地域ごとに考案されていない。シイタケ原木栽培方法は、「接種」（写真 10、11）、接種した菌糸を原木に活着させるための「仮伏せ」（写真 12）、菌糸を原木全体に蔓延させるための「本伏せ」、子実体（きのこ）発生のための「浸水」、「子実体収穫」という手順で進められる。しかし、ブータンではこの中の「仮伏せ」状態から即「浸水」処理が行われる。原木内部に菌糸が十分蔓延していない状態で「浸水」を行うと、子実体発生に要する十分な菌糸が確保されていないため、子実体発生が見られないばかりでなく、害菌の侵入にも抵抗できない。

現在では、「本伏せ」の重要性が NMC 職員に伝わったが、これは日本の原木栽培を視察してもらい、科学的根拠に基づいて各処理の意味について説明を繰り返したことによる。NMC から普及員、あるいは個々の農家

への普及はこれからの課題である。日本では「伏込み（仮伏せと本伏せ）」を野外環境あるいは簡易なハウスを利用して行うことが多いが、ブータンでは乾燥が激しく、一日の気温格差が大きいため、頑丈な風通しの悪い建物内部で行っている。接種後の原木内の菌糸成長状態、「仮伏せ」から「本伏せ」への移行時期、および両段階における温度・湿度条件、原木の水分と酸素供給状態をブータンで調達できる資材および指標で判断する、高価な計測機器がなくとも普及員が農家に指導可能な方法を見出す、などの対応が必要である。

たとえば、①重量測定により水分減少率を把握して「仮伏せ」からの移行時期を判断する、②塩化第二鉄溶液を「伏込み」時の木に噴霧し、リグニンおよびタンニンの分解を示す淡色の呈色反応を利用して腐朽状態を判断する、③ pH 指示薬に木の切り口を浸水し、菌糸成長に伴い生産される酸性物質による呈色反応を利用して腐朽状態を判断する、④「おが菌成型駒」を接種した原木を「伏込み」時とともに管理し、水分過多と酸欠による「おが菌成型駒」上部への菌糸過剰成長の確認により、木内部の酸素の欠乏状況を判断するなどである。NMC と普及組織とは別の行政ラインであるが、これまでに研修をはじめとした連携は取られている。しかし、適正な教材が使用されていない、あるいは根拠を伝えないままの研修内容であったため、誤った知識が伝達されていた場合もあった。NMC とともに、普及員が管理方法を習得すれば、両者による農家への指導が可能となる（写真 13）。普及員は県から各村に配置され、多くの作物の栽培指導や動物被害防止などを広く担当している。少なくともきのこ栽培に関心のある普及員を対象に、定期的な技術研修をとおして、地域



写真 13 農業普及員研修風景（シイタケ原木に発生した害菌をルーペで観察している）

の核となる人材を育成する必要がある。このほか支援できることとしては、ブータンでの栽培工程における、高温、過乾燥あるいは過湿により発生する害菌についてわかりやすい手引きを作成することである。農家用に写真と図を多用したポスター、普及員用に同様のリーフレットの作成などが挙げられる。

ブータンではきのこやカビ、細菌などの微生物の専門家が育っていない。6 歳児からの学校教育では 11 年目のクラス 11 で初めて菌界を学ぶ（CAPSD & BBE 2012）。内容は接合菌、子囊菌、担子菌（シイタケなどの腐朽菌、マツタケなどの菌根菌を含む）にわたっている。しかし、授業内容は暗記に重点が置かれているようである。きのこ栽培には、菌類の基礎知識を基に、置かれた栽培環境および手に入る施設や機材を用いた応用へと発展させることが求められる。応用のためには、実験計画に基づく試験と結果の統計的処理も必要である。知識を応用するという観点からの菌類の専門家が育っていないようにみえる。

3. 将来展望

ブータンの方針として、すべての開発活動は環境保護や文化的価値観と一致する必要がある (Royal Government of Bhutan, 2013)。森林資源を保護しながら利用を進めるという方向性も、この方針に基づく。しかし、きのこ栽培のための森林資源に関しては、適する原木を調達できるように森林関係と園芸関係の組織が協業していく必要があるように思われる。

現行のNMCの施設では、自国で賄えない機器類を海外からの不定期的な援助に頼ってきた。その結果、機械類の不統一、非効率な生産ラインで作業を進めざるを得ない。機器類はインド製が多く、安価であるが故障しやすく、修理保証のない品が多い。きのこ栽培は他の農作物とは異なり、菌類を扱うという特殊な分野であることが上層部に十分には理解されていないとのことである。海外からの援助に頼らず、自国で持続的な種菌製造と栽培指導の体制を充実させていく必要を強く感じる。

種菌製造業務に関しては、民間会社に委ねるといった将来的な政府の構想がある。貧困対策のために種菌を農家に無償配布しているが、成功している大規模農家にも同様に配布されている。対象によって、少額の価格を設定しようという動きが政府にあるようである。種菌製造業務の一部が民間に移行されれば、NMCでは自国製の種菌開発、地域の環境に適した栽培方法などを開発する余力が生まれる。それまで、良質の種菌を製造する技術と農家指導方法を少しずつ改善するための支援を本事業では続けたい。

栽培に関しては、各県にきのこの専門的技術員を配置し、個々の普及員のきのこ関係の

相談に応じるという、現行の日本の普及制度に類似した体制ができることが望ましい。

おわりに

本稿では、シイタケに焦点を当てて解説した。NMCではこのほか、ヒラタケの種菌製造と配布、マツタケ山の管理と採取指導、冬虫夏草の採取指導、毒きのこの研修など、さまざまな仕事を少人数でこなしている。ブータンでは時間がゆっくり進むなどという既成概念とは大きく異なり、NMC職員は土日にも出勤するという仕事ぶりである。われわれとの協業が少しでも役立つことを願わずにはいられない。

引用文献

- Campbell, AC. and Racjan, M. 1999 : The commercial exploitation of the white rot fungus *Lentinula edodes* (Shiitake), *International Biodeterioration & Biodegradation* 43: 101-107.
- Curriculum and Professional Support Division (CAPSD) and Bhutan Board of Examinations (BBE), Ministry of Education Royal Government of Bhutan 2012 : Higher Secondary Education Certificate for Higher Education for December 2012 Examination, Syllabus for Class XI & XII.
- 外務省 : ブータン基礎データ, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/bhutan/data.html> (2017年6月24日現在)
- 平山修一 2007 : 美しい国ブータン, リヨン社, 206 p.
- 石井 弘 1977 : 森林土壌の生きもの2カビ, *URBAN KUBOTA*, 14 (8) : 8-9.
- 独立行政法人国際協力機構 (JICA) 2010 : プー

- タン王国貧困プロフィール調査（アジア）最終報告書.
- 海外林業コンサルタント協会（JOFC）2013：ブータン王国，開発途上国の森林・林業，184-196.
- ODA 評価有識者会議（外務省）2007：ブータン国別評価報告書 平成 18 年度外務省第三者評価.
- Ministry of Agriculture and Forests, Royal Government of Bhutan 2010：National Forest Policy of Bhutan, 15 p.
- NMC 2013：Commercializing mushroom production.
- Royal Government of Bhutan 2013：Eleventh Five Year Plan, Main Document Volume 1, 111-122.
- Royal Government of Bhutan, Ministry of Agriculture & Forests 2013：11 th Five Year Plan, MoAF.
- Stamets P. 2000：Growing Gourmet and Medicinal mushrooms, Ten Speed Press Berkeley, 514 p.
- 酒井マリ 1995：ブータン王国における野生食用きのこその利用，きのこ研だより，13-15.
- 寺嶋芳江 2009：千葉県におけるきのこ培地材料用おが粉の流通および廃培地利用の現状，千葉農林総研研報，1：1-12.
- 特産情報編 2014：最新のきのこ栽培技術 改訂版，プランツワールド，340 p.
- 横山和正 1979：シイタケの分布，菌草，25（3）：22-27.
- The world fact book：https://www.cia.gov/library/publications/the-world-factbook/geos/bt.html（2017年6月24日現在）

（琉球大学 教授）



インドにおける食料安全保障法下での 公的分配システムの方向性

草野 拓司

はじめに

度重なる食料不足を経験してきたインドにとって、食料自給のための政策は最も重要なものであった。なかでも公的分配システム（Public Distribution System；PDS）は、①貧しい人々に食料を安価で提供すること、②緩衝在庫の確保、③農産物価格の安定を主な目的として1930年代後半から実施され、長年にわたって一定の成果を収めてきた。

そして、2013年には食料安全保障法（National Food Security Act；NFSA）が制定され、PDSが初めて法的根拠を持つに至った（以下、これを「新PDS」とし、それより前のPDSを「旧PDS」と呼ぶ）。このNFSAは、受給世帯数の大幅拡大や受給世帯への販売価格の引下げなど、旧PDSの枠をさらに拡大しようとするものである。

しかし、旧PDSでは政府の財政負担が増大を続けるなど、課題は山積している。このような状況下、新PDSにより、そのような拡大が実際に行われるかどうかは、不透明な部分が大きい。

そこで本稿では、新PDSの実施状況を通

して今後の方向性を検討すべく、次のとおり構成されている。まず、第1節ではPDSの仕組みを簡単に紹介し、第2節では食料安全保障法下で行われようとしている新PDSと旧PDSの比較を通して新PDSの特徴を確認する。第3節では事例とした公正価格店の動向を整理し、最後に結論を述べる。

1. PDSの仕組み¹

PDSの仕組みをみていこう（図1）。インド政府は、農業費用価格委員会（Commission for Agricultural Costs and Prices；CACPC）によって勧告された価格を受け、最低支持価格（Minimum Support Price；MSP）を決定し、コメやコムギの収穫前に公表する（収穫はコメが9月頃から、コムギが3月頃から）。生産者はその価格をみて、インド政府の機関であるインド食料公社（Food Cooperation of India；FCI）および州機関に売るか、あるいは自由市場に売るかを決める。通常、コメが市場に出回り政府が買上げるのが10月で、コムギは4月であるため、市場価格（卸売価格）はその時期にMSPに最も近くなる。したがって、農家は市場でMSPよりも高く売ることができそうな質の良いものを後に市場で売り、低質で価格が低くなりそうなものはFCIか州機関に売ろうとすることが多い。また、コメの生産者は精米業者に売ることがもできる。

KUSANO Takuji: Current Situation and Future Perspectives of Public Distribution System under The National Food Security Act, 2013 in India.

¹首藤（2006）や藤田の各文献などを参考として記述した。

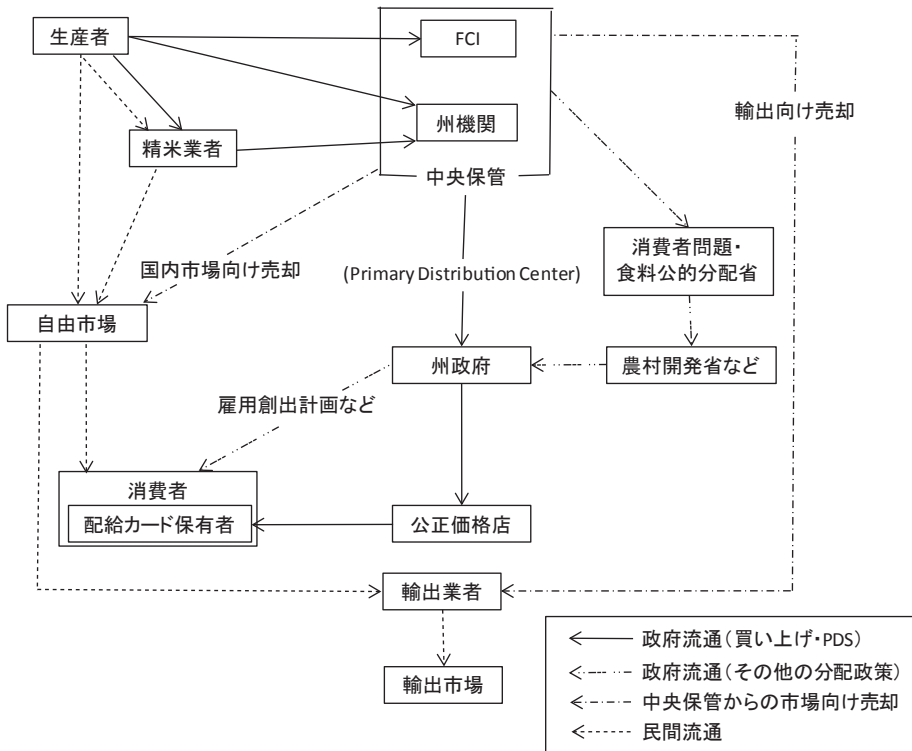


図1 PDSの流通経路

出典：首藤（2006）p.79より引用

生産者から売られたコメやコムギは、州機関が買上げたものであっても、すべてFCIの管理となり、「中央保管」と呼ばれる。コメについては、FCIや州機関が生産者から直接買上げるものに加え、精米業者からも買上げる。これは、政府による精米業者からの強制的な買上げで、州によっては集荷したコメに対する供出の割合が決められており、精米業者はそれに従うしかない。

このようにして中央保管となったコメやコムギは、主に州政府に売り渡され、その後、公正価格店で配給カード保有者に販売されることになる。中央保管から州政府に売り渡される際は中央売渡価格（Central Issue Price；CIP）が設定され、州政府はその価格

で買取ることになる。ただし、州政府がいくらかでも購入できるわけではない。最初にFCIが各州に売渡す数量の上限を設定する。その後、各州は購入する数量を決め、CIPで購入する。

そして州政府は公正価格店で配給カードの保有者に販売する。配給カードとは、年間世帯所得等によって各世帯を白色、サフラン色、黄色の3種類に区分したカードである。各カードの年間世帯所得は、黄色1万5000ルピー以下（約2万5500円）、サフラン色1万5000ルピー超過～10万ルピー（約17万円）未満、白色10万ルピー以上で、受給資格があるのはサフラン色の一部と黄色のすべての世帯である（詳細な受給資格については後述

する)。なお、黄色の中には最貧困に当たる AAY という区分も設けられている（職業等によって細かく規定されている）。公正価格店で配給カード保有者に販売する際の価格は各州によって大きく異なっており、補助金をつけて無償で分配する州もあれば、CIP の価格通りで販売する州もある。

また、中央保管から各州への商品の輸送については、FCI が義務を負うのではなく、州政府が受け取りに行く形で行われる。各州が買い取った商品の公正価格店までの輸送費負担は、各州で状況が異なっている。買い取った商品は、各州で倉庫に保管され、最終的に公正価格店で販売される。つまり、州政府の負担は中央保管からの輸送と倉庫での保管に

かかる費用の他、州によっては販売価格への補助や公正価格店への輸送費を負担しているケースもある。

2. 新 PDS の特徴

既述の通り、2013 年に成立した食料安全保障法により、PDS が大きく変わろうとしている。新旧 PDS の相違点をみていこう（表 1）。とくに大きな変更点としては、受給世帯の大幅な増加がある。旧 PDS と比較して、新 PDS では約 2.2 倍の世帯が対象となる。

分配量は、これまでの 1 世帯 35kg/月から、1 人 5kg/月となる。1 世帯当たりの家族員数は約 5 人なので、世帯単位で見れば、分配量が減少する世帯が多いといえる。ただし、

表 1 新旧 PDS の比較

| | 旧 PDS | | 新 PDS |
|-------|---|---|--|
| 受給世帯数 | 貧困層 (Below Poverty Line ; BPL) ※ ¹ 6520 万世帯※ ² | 最貧困層 (Antyodaya Anna Yojana ; AAY) ※ ³ 2430 万世帯 (BPL の内数) | 農村部人口の 75%、 都市部人口の 50% (全人口の 70%、約 8 億人) (約 1 億 4000 万世帯) |
| 分配量 | 1 ヶ月 35kg/世帯※ ⁴ | | 1 ヶ月 5kg/人 (現行の AAY に 対する 35kg/世帯は継続) (1 世帯 5 人とすると 1 ヶ月 25kg/世帯) |
| 販売価格 | コメ : 5.65 ルピー/kg コムギ : 4.15 ルピー/kg | コメ : 3.00 ルピー/kg コムギ : 2.00 ルピー/kg | コメ : 3.00 ルピー/kg コムギ : 2.00 ルピー/kg 雑穀 (coarse grains) : 1.00 ルピー/kg |
| 必要穀物量 | 5637 万 t | 1 ヶ月 85.1 万 t (2012 年 12 月 31 日現在) | 6143 万 t |
| 財政負担 | 約 1 兆 ルピー | | 1 兆 2474 億 ルピー※ ⁵ |

出典：インド消費者省食料公的配給局ウェブサイトなどより

注：※¹ 人口および貧困推計に基づき算出（2000 年 12 月 1 日）。

※² 総世帯数は 1 億 9267 万（2001 年）。

※³ 公的分配システムを最貧困層 (poorest of the poor) に集中させるために 2000 年 12 月より開始。以降、3 回にわたり対象を拡大（当初は 1000 万世帯）。

※⁴ 2002 年 4 月、25kg/世帯から拡大。

※⁵ 給食等、その他施策による経費を含む。

AAYは現行と変わらず、35 kg/月のままである。

販売価格は、旧PDSではAPL、BPL、AAYで異なっていたが²、新PDS下では、すべての階層が同一価格となる。1 kg当たりの価格は旧PDSでのAAYへの価格と同様となり、コメ3ルピー（約3.4円）、コムギ2ルピー（約3.4円）、雑穀1ルピー（約1.7円）であり、きわめて低い価格で統一されていることが分かる。

これらの結果、必要穀物量は5637万tから6143万tに増加し、財政負担は約1兆ルピーから1兆2474億ルピーへと増加する見込みとなっている。

以上のように、分配をこれまでの1世帯当たりから1人当たりに変更することにより、1世帯当たりでの分配量は減少することが予想されるものの、受給世帯の大幅な拡大により、必要穀物量は500万t程度の増加が見込まれる。また、それに加えて分配価格の引き下げが実施されることで、財政負担は2474億ルピーの増加が見込まれるのである。

以上のように拡大を目指しているPDSであるが、課題も多い³。たとえばPDSのための中央政府の財政負担（食料補助金）は対GDP比で1%を超える莫大な負担になっているのに加え、新PDSでは州政府の財政負担増加が見込まれている。

また、旧PDSでは分配量の約半分が消失・横流しされている問題、受給世帯が正しく判定されていない問題などがあり、それを改善

するためのIT技術の活用等にも相当の費用が必要となる。

このように課題が山積している中、新PDSは、計画通り拡大を進めることができるのだろうか。

3. 食料安全保障法下での新PDSの実施状況

新PDSが実施されてからそれほど経過していない現段階では、その実施状況を文献や統計などから把握することが難しいため、2016年12月に行った現地調査の結果を紹介しつつ、実施状況を取りまとめたい。実施状況をみるため、末端で小売を行う公正価格店を事例として検討する。事例とするのは、インド西部マハーラーシュトラ州の都市部と農村部で営業する2つの典型的な公正価格店である。

1) 都市部A店の事例

(1) 基本情報

A店は1940年から営業している。現在は2代目店主（58歳）となっており、店主の息子も手伝っている。同店は、都市部の中でも中心地に当たる地域最大の繁華街に位置しており、A店の周辺には多くの商店が立ち並んでいる。A店の店主は同じ店舗内で書店も経営している。この店舗は、所有する自宅の一部を利用している。A店で取り扱っている商品は、コメとコムギのみである（AAY世帯の受給者がいないため、砂糖や灯油の扱いはない）。営業時間は月曜日から土曜日の8時30分～11時、16時30分～19時30分で、日曜日が定休日となっている。

(2) 需給資格の変更による利用世帯減少

A店を利用するのは主に店舗等で働く労働者の世帯である。同州の都市部において、

² APLは貧困線以上、BPLは貧困線以下、AAYはBPLの中でも最貧困の世帯を指している。

³ 農林水産省大臣官房国際部国際政策課（2015）を参考にした。原資料はAnil Thakur（2014）, India's food security act, 2013: A Review.



写真1 公正価格店で買い物をする配給カード保有者 (Mahesh Gogate 撮影)



写真2 公正価格店の倉庫内 (Mahesh Gogate 撮影)

旧 PDS では年間世帯所得 10 万ルピー以下の世帯が公正価格店を利用できていたが、新 PDS へ移行した後は、年間世帯所得が 5 万 9000 ルピー以下でないと利用できなくなった。これにより、旧 PDS では A 店を利用できる世帯数は 900 あったが、新 PDS に移行してからは大幅に減少し、360 となった。

なお、受給世帯は毎月 1 回、A 店でコメとコムギを購入する。数量は、食料安全保障法で提示されていた量（計 5 kg）と同じで、1 人当たりコメ 2 kg、コムギ 3 kg である。ただし、AAY は 1 世帯当たりコメ 14 kg、コムギ 21 kg、合計 35 kg の購入が可能である。6 人以下の家族構成であれば AAY は余分に

購入できるという計算になる。インドの平均的な家族員数は 5 人ほどなので、AAY のみ世帯単位としているが、AAY が不利益を被ることはあまりないと考えられる⁴。

(3) 少ないマージン

1 kg 当たりの仕入れ値はコメ 2.3 ルピー、コムギ 1.3 ルピーである。政府倉庫からの輸送費（A 店から民間業者への委託で、A 店が負担）がいずれも 1 kg 当たり 0.65 ルピーなので、仕入れと輸送でコメ 2.95 ルピー、コムギ 1.95 ルピーとなる。コメとコムギの小売価格は食料安全保障法で提示されていたとおりで、コメは 1 kg 当たり 3 ルピー、コムギは 2 ルピーなので⁵、A 店が受け取る 1 kg 当たりのマージンは、コメ、コムギとも 0.05 ルピー（約 0.9 円）ときわめて少ない。

(4) 取扱量の減少と経営難

1 ヶ月当たりの取扱量は、旧 PDS ではコメ 4000 kg、コムギ 6000 kg であったが、新 PDS に移行して受給世帯が減少したため、コメは 2000 kg、コムギは 3000 kg に減少した。マージンが少ないだけに、取扱量の減少は A 店の経営を圧迫するようになっている。

⁴ 確認はできていないが、AAY 世帯が 8 人を超える場合は、それに応じた措置があることも考えられる。A 店利用者に AAY 世帯はないが、他の公正価格店には多く存在する。また、AAY 世帯は、コメとコムギの購入可能量で恩恵を受けているだけでなく、砂糖や灯油などを購入する権利を有している。

⁵ 同様の品質のものを近隣のマーケットで購入しようとすれば、コメ 12 ルピー、コムギ 10 ルピーとのことなので、公正価格店ではかなり安く販売されていることが分かる。

店主に聞いたところでは、新PDS移行以前はA店の営業である程度の収益が見込めたが、新PDSに移行してからの収益はわずかで、現在は収益を度外視し、地域の貧しい人々のため、ソーシャルワークとして営業を続けているとのことであった。兼業で書店を営んでいることや、所有する自宅を店舗としているため家賃の支払いが必要ないことにより、公正価格店を続けられているという。

2) 農村部B店の事例

(1) 基本情報

1972年から営業を続けているB店は、同州の農村部に位置する。1972年に現店主(48歳)の父親(80歳)が公正価格店を始め、現在に至っている。取扱商品はコメ、コムギ、砂糖、灯油(砂糖と灯油はAAYのみ対象)で、店主は公正価格店の他に食料品店や農業を兼業している。営業時間は月曜日から土曜日の9時～12時、15時～18時で、日曜日が定休日となっている。

(2) 需給資格の変更による利用世帯減少

B店を利用するのは、80～90%が労働者階層の世帯であるという。労働者とは、農業労働者、清掃労働者、店舗労働者などである。農地を所有する農家は少ない。

農村部でも2014年1月から受給資格が変更されたことにより、B店を利用する受給世帯は大きく減少している。2013年12月までの受給資格は都市部同様に年間世帯所得が10万ルピー以下であったが、2014年1月以

降は3万5000ルピー以下に下がり、都市部よりも受給資格が厳しくなっている。これにより、受給世帯は1460世帯(うちAAYは200世帯)から大幅に減少し、調査時点では800世帯となっていた(うちAAYは175世帯)。AAYのみ世帯単位となっているのは都市部と同様である。

(3) 少ないマージン

B店の1kg当たりの仕入額はコメ2.3ルピー、コムギ1.3ルピー、砂糖13.39ルピーで、それにかかる輸送費は1kg当たり0.25ルピーである(政府の倉庫からB店までの距離は約1km。民間の輸送業者を利用している。B店負担)。受給世帯への販売価格は都市部と同じで、1kg当たりでコメ3ルピー、コムギ2ルピー、砂糖13.5ルピーである⁶。したがって、1kg当たりのマージンは、コメとコムギが0.45ルピーであるが、砂糖は0.14ルピーの赤字となる(州政府からの補助金として1kg当たり0.16ルピーが支給される地域もあるが、この地域ではそれもない)。

(4) 取扱量の減少と経営難

B店で取り扱うのはコメ、コムギ、砂糖、灯油で、新PDSに移行して受給資格が厳しくなったことにより、取扱量は大幅に減少している。1ヵ月当たりの入荷量について、旧PDS期の正確な記録は入手できなかったが、調査時(新PDSになってから)は、毎月コメ8300kg、コムギ1万2500kg、砂糖1000kgとなっており、旧PDS期に比べて大幅に減少しているという。

B店にとっては、受給世帯の大幅な減少により各品目の取扱量が減ったことで、収益が大きく減少していた。店主は今後も公正価格店を続けると話してくれたが、それは利益を目的としているというよりも、A店同様、社

⁶それらをマーケットで購入する場合、最も価格の低いもの(公正価格店のものとは品質がやや異なる)で1kg当たりコメ25ルピー、コムギ18ルピーである。砂糖の場合、品質は同じで35ルピーである。コメ、コムギ、砂糖とも公正価格店での価格の低さがきわだっているといえる。

会貢献としての意味合いが強いという。調査時点で、B店を経営する店主の所得の割合は、食料品店90%、農業5%、公正価格店5%になっているとのことで、所得を得るための役割としては公正価格店の意義は大きくないのが現状である。

なお、B店が位置する村には、調査時点で8つの公正価格店があった（平均的な規模の村なら3つほど）。以前はB店のように民間経営だったものが5店、信用組合が母体になっていたものが3店であったが、現在では民間経営が3店、信用組合が5店となっていた。経営難により民間が手を引く状況下、利便性等を考慮した場合にはその店舗を失くすことができないことから、インド農村で広く普及している信用組合がそれを引き継ぐケースが多くなっているという。

おわりに

本稿では、2013年食料安全保障法によって法的根拠を持った新PDSの方向性を検討するため、マハーラーシュトラ州における公正価格店の動向をみてきた。結論は以下の通りである。

受給世帯の拡大を目指した2013年食料安全保障法であったが、都市部と農村部の両方で、受給世帯の資格（年間所得）制限を引き上げることにより、それを減少させていた。

また、公正価格店の経営状況は厳しいものとなっていた。マージンが非常に少ないことに加え、受給世帯の減少に伴ってコメやコムギなどの取扱量が減少したことにより、公正価格店の収益が縮小しているのである。以上をみれば、州政府レベルでの財政難が、末端で小売を行う公正価格店へのしわ寄せとして現れているとみることもできるのである。

既述のとおり、この他にも、PDSに関する課題は山積している。これらの課題を改善しようとするれば、いずれも多額の費用が発生することは間違いなく、今後のPDS運営の難しさが予想されるのである。

インドは世界最大級の穀物生産国であり、消費国である。コメやコムギなどの生産量の30～40%を扱うPDSの動向変化は世界的な穀物需給に大きな影響を与える可能性があるだけに、今後も新PDSの動きには注視が必要である。

なお、本稿では2つの公正価格店を事例としてその動向を速報的に伝えることで、新PDSの方向性を検討したが、当然ながら、これで新PDSの方向性がすべて明らかになった訳ではない。今後はさらに、同州および他州の様々な公正価格店の事例や政府関係機関での調査を通して、インド全体としての新PDSの動きを把握することが求められているといえるだろう。

参考文献

- Balani, S. 2013 : Functioning of the Public Distribution System -An Analytical Report-, PRS Legislative Research.
- 藤田幸一 2006 : インドの農業・貿易政策の概要. 平成17年地域食料農業情報調査分析検討事業 アジア大洋州地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書, 89-110.
- 藤田幸一 2006 : インドの食料問題と食料政策—その構造と展望—, 国際開発研究, 15 (2) : 51-64.
- 藤田幸一 2008 : インドにおける農業・貿易政策決定メカニズム, 平成19年 アジア地域食料農業情報調査分析検討事業実施報告書, 57-81.
- 藤田幸一 2010 : インドの食料政策と砂糖をめぐる

- る動向. 砂糖類情報, 2010 年 5 月号: 1-4.
- 藤田幸一 2012: インドの食糧需給—その構造と現状, および将来展望—, 平成 22 年世界の食料需給の中長期的な見通しに関する研究 研究報告書, 19-35.
- 藤田幸一 2012: インドの米需給と関連する諸政策, 世界の米需給動向と主要諸国の関連政策 (日本農業研究シリーズ No.18), 79-94.
- 草野拓司 2015: カントリーレポート: インド, 平成 26 年度カントリーレポート: インド, アルゼンチン, ベトナム, インドネシア, 1-36.
- 農林水産省大臣官房国際部国際政策課 2015: インドの農林水産業の現状及び農業政策 (食料安全保障法を中心に), 平成 26 年度 海外農業・貿易事情調査分析事業 (アジア・大洋州, 87-153).
- 首藤久人 2006: 公的分配システムをめぐる穀物市場の課題, 躍動するインド経済 光と陰, 77-125.
- (農林水産省農林水産政策研究所
主任研究官)

JAICAF 会員制度のご案内

当協会は、開発途上国などに対する農林業協力の効果的な推進に役立てるため、海外農林業協力に関する資料・情報収集、調査・研究および関係機関への協力・支援等を行う機関です。本協会の趣旨にご賛同いただける個人、法人の入会をお待ちしております。

1. 会員へは、当協会刊行の資料を区分に応じてお送り致します。
また、本協会所蔵資料の利用等ができます。
2. 会員区分と会費の額は以下の通りです。

| 賛助会員の区分 | 会費の額・1口 |
|---------|------------|
| 正会員 | 50,000 円／年 |
| 法人賛助会員 | 10,000 円／年 |
| 個人賛助会員 | 10,000 円／年 |

※ 刊行物の海外発送をご希望の場合は一律 3,000 円増し（年間）となります。

3. サービス内容
会員向け配布刊行物
『国際農林業協力』（年 4 回）
『世界の農林水産』（年 4 回）
その他刊行物（報告書等）（不定期）

ほか、
JAICAF および FAO 寄託図書館での各種サービス
シンポジウム・セミナーや会員優先の勉強会開催などのご案内

※ 一部刊行物は当協会ウェブサイトにて全文または概要を掲載します。
なお、これらの条件は予告なしに変更になることがあります。

- ◎ 個人で入会を希望される方は、裏面「入会申込書」をご利用下さい。
送付先住所：〒107-0052 東京都港区赤坂 8-10-39 赤坂KSAビル 3F
Eメールでも受け付けています。
E-mail : member@jaicaf.or.jp
- ◎ 法人でのご入会の際は上記E-mailアドレスへご連絡下さい。
折り返し手続をご連絡させていただきます。不明な点も遠慮なくおたずね下さい。

平成 年 月 日

個人賛助会員入会申込書

公益社団法人 国際農林業協働協会
会長 松原英治 殿

住 所 〒

T E L

ふり がな
氏 名

印

公益社団法人 国際農林業協働協会の個人賛助会員として平成 年より入会
したいので申し込みます。

個人賛助会員（10,000 円／年）

- (注) 1. 海外発送をご希望の場合は、一律 3,000 円増しとなります。
2. 銀行振込は次の「公益社団法人 国際農林業協働協会」普通預金口座に
お願いいたします。
3. ご入会される時は、必ず本申込書をご提出願います。

| | |
|-------------|--------------------|
| みずほ銀行東京営業部 | No. 1803822 |
| 三井住友銀行東京公務部 | No. 5969 |
| 郵便振替 | 00130 — 3 — 740735 |

「国際農林業協力」誌編集委員（五十音順）

- 安藤和哉（一般社団法人海外林業コンサルタント協会 総務部長）
池上彰英（明治大学農学部 教授）
板垣啓四郎（東京農業大学国際食料情報学部 教授）
勝俣誠（明治学院大学 名誉教授）
狩野良昭（元独立行政法人国際協力機構農村開発部 課題アドバイザー）
紙谷貢（元財団法人食料・農業政策研究センター 理事長）
原田幸治（一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会 技術参与）
藤家梓（元千葉県農業総合研究センター センター長）

国際農林業協力 Vol. 40 No. 2 通巻第 187 号

発行月日 平成 29 年 8 月 31 日

発行所 公益社団法人 国際農林業協働協会

発行責任者 専務理事 藤岡典夫

編集責任者 業務グループ調査役 小林裕三

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10 番 39 号 赤坂KSAビル 3F

TEL (03)5772-7880 FAX (03)5772-7680

ホームページアドレス <http://www.jaicaf.or.jp/>

印刷所 日本印刷株式会社

International Cooperation of Agriculture and Forestry

Vol. 40, No.2

Contents

Sustainable Tourism Utilizing Globally Important Agricultural Heritage Systems.

TAKEUCHI Kazuhiko

Agriculture and Forestry as Tourism Resources: International Year of Sustainable Tourism for Development 2017

Efforts of International Contribution and Effects on International Tourism Utilizing by the Globally Important Agricultural Heritage System "Noto' s satoyama and satoumi".

YAMASHITA Yoshiaki

Current Issues and Prospects of Rural Tourism in Accepting Inbound Tourists.

TAKEUCHI Shuichi

Toward Sustainable Tourism from Ecotourism - Challenge of Tourism World, Possibility of Tourism of Japan - .

KAIZU Yurie

The Object of Town Promotion Is Its Residents, Not Tourists - Message from Yufuin - .

NISHIKAWA Yoshiaki

Present Conditions and the Future Prospects of the Mushroom Cultivation in the Kingdom of Bhutan.

TERASHIMA Yoshie

Current Situation and Future Perspectives of Public Distribution System under The National Food Security Act, 2013 in India.

KUSANO Takuji